

LIBRA

2016年 11 月号

〈特集〉

弁護士コンプライアンスと内部通報制度 — 公益通報者保護法 その改正論議を見据えて —

〈インタビュー〉

作曲家・音楽プロデューサー 菅野 祐悟 さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS
2016年11月号

特集

02 弁護士コンプライアンスと内部通報制度 —公益通報者保護法 その改正論議を見据えて—

- 1 注目したい「公益通報者保護法」の改正動向 光前幸一
- 2 シンポジウム「企業コンプライアンスと内部通報制度
—公益通報者保護法改正の視点—」抜粋
- 3 外部窓口弁護士ガイドライン
～第三者委員会や外部窓口担当弁護士への信頼確保のために～ 中村雅人
- 4 知っておきたい公益通報に伴う証拠収集の限界 出口裕規

インタビュー

24 作曲家・音楽プロデューサー 菅野 祐悟 さん

ニュース&トピックス

- 28 ・香港法律年度開始式と香港律師會との共催セミナー
・渋谷パブリック法律事務所による
平成28年度慶應義塾大学及び中央大学合同リーガルクリニックについて

連載等

- 32 常議員会報告 (2016年度 第6回)
- 33 理事者室から：備える 鍛冶良明
- 34 今、憲法問題を語る
第62回 東京三会共催 人権大会プレシンポジウム
ワイマール憲法史及び安全保障法制と特定秘密保護法 菅 芳郎
- 35 弁護士法23条の2に基づく弁護士会照会に関するお知らせ
～三井住友銀行本店への全店照会 運用開始のご案内～ 調査室
- 38 近時の労働判例
第46回 大阪高裁平成27年9月29日判決 (ANA大阪空港事件) 結城 優
- 40 東弁往来：第48回 東京きぼう法律事務所 ↔ 柏崎きぼう法律事務所 山本悠一
- 42 わたしの修習時代：今に生きるあの日々のこと 38期 小林明彦
- 43 68期リレーエッセイ：弁護士1年目を振り返る 結城 優
- 44 お薦めの一冊：『芸術起業論』 出山 剛
- 45 コーヒーブレイク：ラーメン食べ歩き2016 西村 健
- 46 追悼
- 48 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 56 インフォメーション

弁護士コンプライアンスと内部通報制度

—公益通報者保護法 その改正論議を見据えて—

公益通報者保護法の施行から10年、内部通報制度は、企業コンプライアンスに資する制度、そして内部統制システムの一環をなす制度として広く認知されてきた。大企業中心ではあるものの、制度そのものが広く普及したことは評価できよう。

しかし、他方で企業不祥事は後を絶たず、通報者の不利益処分に関する裁判例も、残念ながら一定の集積を見せている。そこで、本特集では、法改正に関する最新の動向から実務に役立つ各種情報まで幅広く提供したい。

公益通報者保護特別委員会 委員長 樋口 千鶴
副委員長 白木 孝二郎

本特集の構成

CONTENTS

- 1 注目したい「公益通報者保護法」の改正動向
- 2 シンポジウム「企業コンプライアンスと内部通報制度」パネルディスカッション
- 3 外部窓口弁護士ガイドライン
- 4 知っておきたい公益通報に伴う証拠収集の限界

(1) 法改正の最前線から

消費者庁が2015年6月から開催してきた「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」の作業もいよいよ大詰めとなった。そこで、同検討会の委員から法改正に関する最新の動向を紹介する(4頁)。

また、2016年3月1日に実施したシンポジウム「企業コンプライアンスと内部通報制度」では、同検討会の座長である東京大学大学院の宇賀克也教授らを迎えパネルディスカッションを行った。多角的な視点から通報問題を考える一助としてそのエッセンスを紹介する(7頁)。

(2) 外部窓口弁護士として読んでおきたいガイドライン

当委員会では通報窓口を担当する弁護士向けのガイドラインを策定した。ポイントを絞って紹介する(14頁)。

(3) 必ず直面する証拠収集の限界

公益通報の要は「通報事実の真実性」にあるといっても過言ではない。公益通報に伴う証拠収集の限界に関する押さえておくべき裁判例を紹介する(18頁)。

(4) 事例紹介

一般的な通報事案を下記に紹介した。この事案を念頭に(1)～(3)の各論考をお読みいただくと、問題の核心をご理解いただけると思う。

■ 通報事例「残留農薬の検査データ改ざん」 ～そのときどう対応すべきか

① 通報者の信頼を失ったA弁護士

A弁護士は、食品会社Yで残留農薬の検査を担当するXから相談を受けた。Xによると、商品の原材料から基準値以上の残留農薬が検出された、上司に相談したが出荷は続いている、検査データ等は上司のパソコンから簡単に入手できるとのことであった。A弁護士は、検査データを添えて、Y社の内部通報窓口へ通報するよう助言した。

その後、Xから「データの持ち出しを咎められ、閑職へ異動させられた」と電話があった。A弁護士は「公益通報を理由とする不利益処分は許されない、配転の無効を法廷で争いましょう」と述べたが、Xは「今度は裁判をやらせてくださいですか。責任をとってもらいたい」と電話を切った。

② 板挟みに遭うB弁護士

Y社の顧問と内部通報弁護士窓口を兼任しているB弁護士は、Xから、Y社が残留農薬の検査データを改ざんしようとしていると通報を受けた。Xは「証拠を持っている、もみ消し工作をされた、実名通報も辞さない」と大変な勢いであった。B弁護士は、聴取した事実関係を詳細に報告し、迅速な調査を指示した。

その後、Xから連絡があり「閑職へ異動させられた。匿名にして守ってくれるのではなかったのか。何とか異動を撤回させてほしい」と懇願された。

B弁護士が会社に事情を確認すると、「通報事実はまだ調査中であり、今回の異動は通報と関係ない。裁判になったら、顧問弁護士として対応してください」と依頼された。

(5) 知識と心構え

これらはいずれも特殊な事例ではない。両事例とも、弁護士が当事者として紛争に巻き込まれる、あるいは紛争を拡大させる危険がある。通報処理の中で弁護士が紛争当事者となる事態は避けなければならない。本特集がそのときの的確な判断の一助となれば幸いである。

参考書籍

- 東京弁護士会公益通報者保護特別委員会編『ここがポイント 事業者の内部通報トラブル』（法律情報出版）
- 東京弁護士会公益通報者保護特別委員会編『失敗例に学ぶ「内部告発」～公益通報制度を知り、守り、活かす』（法律情報出版）
- 消費者庁消費者制度課編『逐条解説 公益通報者保護法』（商事法務）

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」(消費者庁)委員

公益通報者保護特別委員会委員 光前 幸一 (29期)

1 会社法、労働法のツールとして

「公益通報者保護法」は、思わぬ立法事実と社会的反響を生みながら漂流している。消費者庁は、法改正の検討（「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」）を昨年6月から始め、本年3月に「中間報告書」を発表した。秋ぐちには検討作業を終わらせ、年末に最終報告書を出す予定だ。検討状況はウェブに公開されている。筆者もこの検討委員会の委員として参加し、当会の若手会員はこの改正作業のため消費者庁に出向している。いろいろな意味でタフな検討会だが曙光はある。

この法律は、事業者や行政機関の不正を、所属する労働者の告発によって、未然防止、あるいは初期消火することを意図したもので、目指すところは、企業や行政機関のコンプライアンスの充実による社会の安全と健全化である。通報者の保護を眼目に、告発を受けた事業者や所管庁の取るべき措置（調査と是正、告発者に対する不利益防止）を定めているが、今では会社法と労働法の必須アイテムとなった。

2 分かりにくい法律 ＝3種（「内部」、「行政」、「外部」）の 通報チャンプルー

法律は僅か十数ヶ条であるが、性質を異にする3種の通報が並列され、弁護士にとっても分かりにくいものとなっている。ただ、通報者の保護は、名誉毀損事件の違法性阻却事由と対比すると、法の枠組みが理解しやすい。名誉毀損の違法性阻却事由は、公表事実の①公共性と②真実相当性、③公表目的の公益性、④公表方法の社会的妥当性の総合判断ということで、日本の判例法は固まっている。通報（不正の告発）は、

事業者にとって公表されたくない事実の公表であるから、労働者がこれを外部に通報すれば、名誉毀損の違法性阻却事由を満たさないと、使用者に対する誠実義務違反となり、名誉毀損となる可能性がある。現に、これまで、その種の事件が判例集を賑わし、裁判所は、事案ごとに、①～④をふまえ、違法性の有無、告発の正当性を判断してきた。しかし、社会の組織化、専門化が進むなか、正当な内部告発が社会の安全や廉潔度を高める有用な手段であることが認識され、内部告発のうち、告発者が確実に保護されるものを「公益通報」と定義し、3種の異なる通報について異なる保護要件を定め、内部告発しやすい環境を作り出そうとしたのがこの法律だった。

その保護要件であるが、まず、通報資格者は、3種とも、原則として現役の労働者・公務員に限定している。通報先として、(ア)所属する事業者・所管庁（内部通報）と、(イ)事業者を監督する行政機関（行政通報）の2者を指定し、通報を受けた機関の取るべき措置を定め、さらに、通報者が、(ア)と(イ)の通報では不正が是正されない、あるいは不利益を受けると判断したときは、(ウ)当該不正の調査、是正にとってしかるべき外部機関（マスコミ、消費者団体、労働団体等）への通報（外部通報）という3種を認めた。内部通報は、情報を組織内部に提供するものであるから通報事実には真実性や真実相当性までは求めず、行政通報や外部通報には真実相当性を求めている。ただ、行政機関には守秘義務があるから、行政通報を事実の公表と同一に捉えることには疑問が多い。弁護士への通報相談については、弁護士の守秘義務を理由に事実の公表には当たらないとする下級審例がある。

通報事実は特定の法令（現在は約470法令）の刑罰対象事実限定し、違法な行為でも、政令で指定された特定法令の刑罰の対象でないと公益通報者保

護法の適用はない（公表事実の「公共性」の限定）。他方、通報目的の公益性は、「不正の目的」がなければ可としている（「公益目的」の要件緩和）。なお、通報を受けた外部機関がどのように対応するかは、通報者と外部機関との協議により決まることであるから、外部機関のとるべき措置について、法は格別の規定を設けていない。

3 活かしきれない通報制度

法律の制定に前後して、大企業や所管庁の多くが自前の内部通報規程を設けるようになったが、各種アンケートの結果をみると、これが十分に機能、活用されているとは言い難い。社内規程を信用して内部通報したが、無視された、退職を迫られた、閑職に追いやられた、仲間から口をきいてもらえなくなった、もう、外部通報でしか救われぬ、といった事例が多く現れ、場合によっては、この制度が、異端のあぶり出し装置となってしまうという残酷な現実をさらけ出した。そのため、内部通報に不安を抱く労働者は行政通報もしくは外部通報に向かい、あるいは退職後に外部通報して企業に打撃を与えるという例が幾つも現れた。通報者を保護しつつ、不正の初期段階でその芽を自ら摘んで社会の安全や健全化を図ろうとした法の趣旨は十分に活かされていない。そこで、法改正の検討が始まった。

4 内部通報の充実 —「ガイドライン」改訂

内部通報に関しては、通報者の秘密保護を徹底し、より活用しやすいものにするということで検討会に異論はない。資本主義とは本来、高い倫理性の要求されるシステムであり、このことを組織のトップ・幹部

が確認し、組織内に浸透させることがこの制度活用の大前提になる。そこで、消費者庁は、民間事業者向けの内部通報規程のガイドラインを大きく改訂した。通報者や通報対象事実をできるだけ幅広く捉え、通報者の秘密保護を徹底し、調査結果のフィードバックやフォローアップを充実させることを求めている。しかし、それもこれも、組織トップのコンプライアンス意識の向上と、組織への持続的なアナウンスが大前提となっている。

5 ソフト・ローとしての 3種の通報要件バランス

しかし、内部通報を活性化させるためのコンプライアンス意識の向上には、行政通報や外部通報に、内部通報を牽制する機能をもたせ、後者の充実を怠れば前者の通報リスクが高まることを認識してもらうことの重要性が指摘されている。ところが、現行の行政通報や外部通報は保護要件が厳格すぎるため、内部通報を牽制し活性化させる機能を十分に果たしていない。そこで、この10年間にわたる通報制度の状況をふまえ、通報制度をより活性化するため、3種の通報の保護要件を見直す必要性の有無や程度が議論されている。主要な検討事項は以下のとおりだが、甲論乙駁のテーマが多い。

- i 通報者の秘密保持を法律で義務化する。
- ii 通報者を現役の労働者だけでなく、退職者、役員等まで広げる。
- iii 通報対象事実を分かりやすく、より広範なものにする。
- iv 行政通報や外部通報の要件を緩和し、また、行政通報の窓口を一本化するなどして強化し、内部通報制度の機能充実を促す。

- v 通報目的で関係証拠を持ちだすことの許容限界を明示する。
- vi 通報と近接した時期での不利益処分について因果関係を推定する。
- vii 不利益を受けた通報者の被害回復について簡易、迅速な行政救済手続きを設ける（例えば、地方労働局の個別労働紛争の解決手続き制度の専門的な活用）。
- viii 法に違反した企業または個人に特別な民事罰、刑事罰を科す。
- ix 一定の内部通報制度を設けた企業に何らかの恩恵を付与する。

6 弁護士の役割

組織が多層化、多様化し、職場内での親しい情報

交換が乏しい企業にあっては、情報流通手段としての内部通報の重要度は増す。しかし、その運用が思いのほか困難であることは、経験のある弁護士であれば誰もが頷くところであり、頻繁にマスコミを賑わす数々の事例もこれを証明している。企業の不正に絡む通報事件に遭遇したときこそ、プロフェッションとしての弁護士の力量が問われるが、弁護士が関与したあまたの通報事件の成功例、失敗例が、今回の法改正の検討を促す一つの要因となっている。多くの弁護士がこの法律の改正動向に関心をもつことを望みたい。なお、裁判過程で現職自衛官が公益通報したことで原審が覆り話題となった護衛艦「たちかぜ」事件（東京高判平成26年4月23日）を取り上げた『自衛隊の闇』（河出書房新社）は、弁護士が、公益通報の現状や問題、これに絡む裁判を考えるにあたり大いに参考となる。一読をお薦めしたい。

2

2016年3月1日開催 シンポジウム

「企業コンプライアンスと内部通報制度 —公益通報者保護法改正の視点—」 抜粋

【パネリスト】 水尾 順一（駿河台大学経済経営学部教授）
 （敬称略） 宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
 山田 将之（第一東京弁護士会会員）
 三木 由希子（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長）

【モデレーター】 浅岡 美恵（日弁連消費者問題対策委員会幹事）

— 2015年はコーポレートガバナンス元年ともいわれました。東芝の不正会計、タカタ、東洋ゴム等、日本を代表する企業に不祥事が発生した状況をどのように見えていますか。

水尾：ここに来て不祥事が増えたとは思いません。今までもあったんですけども、世の中の価値観が変わって、クローズアップされた。特に大きな役割を果たしたのが、この公益通報者保護法だと思います。潜在化していたものが顕在化したということだと思います。

企業不祥事がなぜ起きるかですが、例えば東芝のチャレンジということがありましたけれども、企業経営にも売上げとか利益というのは必要です。

ただし、そのために何をやってもいいということじゃないです。東芝の場合には4つの問題がありました。1つはトップが裸の王様になってしまった。現場の耳の痛い報告が入らない。それから2つ目は、現場の空気が読めなかった。善管注意義務違反で、現場の意見に耳を傾けないことにもつながった。そして3番目にトップの意見が、ほかの役員に理解されない。トップはちゃんとやれよと言ったとしても、次のナンバー2、ナンバー3が無理な数字を作り上げたということもあるかもしれません。これはいわゆる内部統制違反です。そして4番目に取締役会の相互監視義務、これもやっぱりできませんでした。社外取締役にああいう人たちがいながら、できなかったというのが、東芝の問題からの学習だと思います。

宇賀：いかに内部統制のルールを整備しても、それが機能する統制環境がなければ、画餅に帰してしまうこ

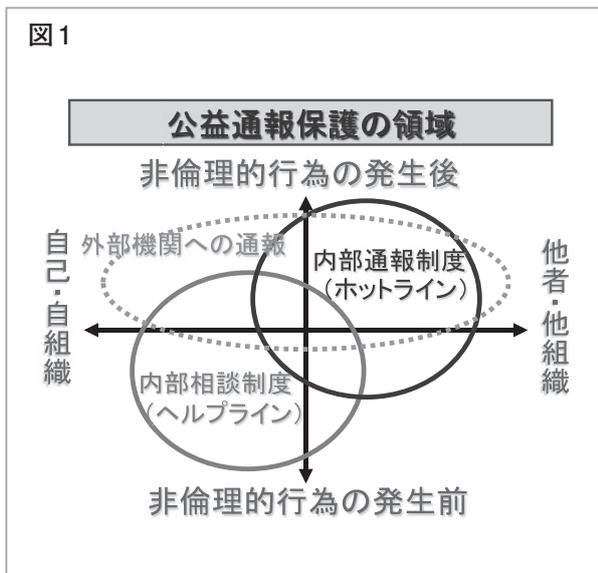
とを示したのが、この東芝の不正会計事件であったと思います。

この事件では経理部、内部監査部門、経営監査部、取締役会、監査委員会等の内部統制システムが、ことごとく機能しませんでした。監査委員会も、直前まで財務の責任者であった者を監査委員長に据えるという、あえて監査が機能しないような人事が行われており、企業のトップがコンプライアンスを無視した経営をした場合、様々な内部統制の仕組みを形骸化させてしまうことが、如実に示された事件であったと思います。東芝では毎事業年度、数十件の内部通報がありました。この件に関しては内部通報制度は利用されていませんでした。第三者委員会の報告書では通報者が信頼し、安心して意見を言えるよう内部通報制度の見直し、窓口の利用促進が、再発防止策の一環として提言されています。

その通りですが、経営のトップが自ら不正行為に関与している場合、たとえ内部通報制度が利用されていたとしても、真摯に対応がなされて是正につながったとは思えず、通報者探しが行われて報復人事がなされた可能性が高いと思われます。このように経営トップが不正に関与している事件では内部通報制度による是正は期待しがたいので、それ以外のコンプライアンスの確保の仕組みの充実策を怠ることがあってはいけないという教訓を残したのではないかと考えています。

— 内部の通報をどのように位置づけて活かしていけばよいでしょうか。

図1



*図1：本シンポジウム配布資料より引用
(作成者：水尾順一駿河台大学経済経営学部教授)

水尾：いわゆる内部通報制度だけで議論するべきじゃないと思うんです。問題は不祥事を起こさないようにするという、事前の相談制度、私はここにやっぱり大きなウエートをもっともっと置くべきじゃないかなと。

例えばこういう4つの軸で区切ってみたんですけれども(図1参照)、非倫理的行為、問題がトラブル発生前・後であるかが縦軸です。横軸が自分のこと、他人のことと考えると、内部相談、いわゆるヘルプラインといわれるものは、発生前で自分のこと。上司からこんな問題を言われている、どうしようと悩んだときに、相談してみようと思われる、これが本当のヘルプラインだと思います。

それから通報、告発制度というのは、発生した後、自分のことじゃなくて他人のことがメインです。

企業で取り組んでいる企業倫理の制度化について、4つあり、4点セットといいます。1つはいわゆる経営倫理規程、行動憲章を作っているか。経団連の調査*1では、97.8%が作っています。そしてコンプライアンス委員会といった専門の部署を持っているか、これも97%です。そして教育、研修もやっているが96%です。

そしてもう1つは、コミュニケーション活動。その中の相談・通報窓口を作っているか、ほとんどの企業が作っていて96%です。トップもメッセージを発信して

いるが85.8%です。この4点セットができていのに、なぜ不祥事が起きるか。結局、制度はつくったんだけど、機能していないんじゃないかと思います。

公益通報者が不利益を受けない、当然のことです。

そのために公益通報者保護法の浸透、定着が必要になってくるんです。最終的な狙いは不祥事を未然に予防することです。結局コミュニケーション活動、啓発活動、風通しのいい職場づくりが大事じゃないかと思います。

具体的には、自由に相談のできる風通しのいい企業風土づくり。ヘルプライン、ホットラインという前に上司とのコミュニケーション、やっぱりここです。

そして未然の防止。どうしようという悩みを解決してあげるヘルプライン。そのための仕組みづくり、コミュニケーションツール、啓発活動が必要です。実はノーベル賞学者のハーバート・サイモンが、教育、啓発活動というのが大事だということを言っています。

会社のためだという不祥事があるんですけれども、企業への忠誠心、それは自我の隠れ蓑。会社のためじゃないんです、自分可愛さです。自我の隠れ蓑をなくすにはどうするかというと、結局教育、訓練だと。サイモンは、教育、訓練というのは個人だけでなく、組織全体の価値観にも影響を及ぼす反復徹底が大事だと言いました。

それは結局教育、訓練をサポートする意識喚起です。リーダーがただ単に言うだけじゃなくて、事後の通報よりも事前の相談という意味で、ヘルプラインがきちんと機能するコミュニケーションのツールが大事だと。例えばある会社では特定のサイトを経由すれば、個人の匿名性が守られる、そんなところもあります。

*1：「企業倫理への取組みに関するアンケート調査結果」2008年2月19日 (社)日本経済団体連合会 企業行動委員会
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/006.pdf>

—企業のトップが変えたいと努力してくださるところはよいのですが、トップが隠そうとすれば機能しないという話もありました。内部への通報と外部への通報をどのような関係にしていけばよいでしょうか。

宇賀： 現行の公益通報者保護法は、内部通報によって内部統制を図ることが望ましいという考え方を基本として、通報の要件を内部通報、行政通報、それからマスコミ等への外部通報という順に加重する仕組みを採用しています。本来であれば早期に不祥事の芽を摘み取ることができたことに対して、企業は内部通報者に感謝すべきだと思います。

しかし、現実には往々にして通報者探しが行われて、内部通報者に対して組織の裏切り者として報復措置が行われ、解雇されたり名誉毀損でスラップ訴訟が提起されることもあります。こうした例が決して稀でないという現実に鑑みれば、通報者が内部通報制度を信頼せず、利用を躊躇するのは当然だと思います。

したがって、私は公益通報者保護法の目的を実現するためには、内部通報制度の改善はもちろんですが、行政通報や外部通報へのハードルを低くし、かつ実効性を向上させることも重要と考えています。

行政機関に監督権限が付与されていても、それが機能せずに、後手後手に回ることが非常に多いことを、行政法の研究者として常々感じており、その原因は大別して2つあるのではないかと考えています。1つは行政調査の人的・財政的なリソースが不足していて、違法行為を探知できないことです。リソースの不足を補う最も効果的な方法は、違法行為を現場で最もよく認識できる立場にある者からの行政通報です。行政機関は行政調査の人的・財政的リソース不足を補う効果的方法としての公益通報の意義を認識すべきだと思います。

今1つは行政機関が違法行為を探知したとしても、積極的に監督権限を行使するよりも不作為に流れやすく、監督措置を取るにしても、微温な行政指導を反復するに留めがちであることです。従って、行政通報の実効性を向上させるためには、行政機関のこのような傾向を是正する仕組みも合わせて考える必要があると思います。

そして、外部通報の実効性を向上させることが、内部通報制度を改善するインセンティブを企業に付与するためにも効果的ではないかと考えています。なぜならば企業にとっては行政通報をされて監督処分を受けたり、マスコミに報道されて社会的信用を毀損することは、何としても避けたいと考えるからです。企業の経営者が、監督処分や、信用低下のリスクを現実的なものとして認識すれば、内部通報によって是正しようとインセンティブが働きますが、そうでない場合には、内部通報制度を改善しようという真摯な努力が期待できないことが、残念ながら多いのが現実と考えています。

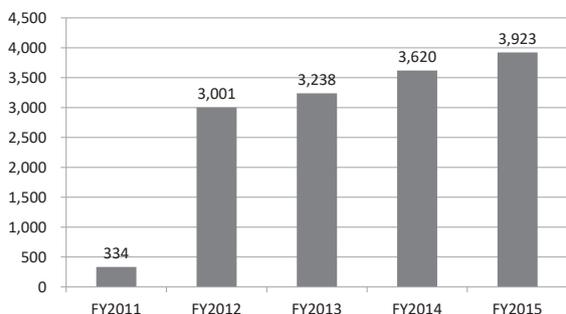
行政法学で制度間競争といわれることがあります。国民がどの制度を利用するかを自由に選択できれば、実効性のない制度は選択されず、制度の存在意義自体が疑問視されて廃止に追い込まれることもあり得ますので、おのずと実効性を向上させようとするインセンティブが働くことになります。その意味では韓国の公益申告者保護法のように、内部通報と外部通報で要件に差異を設けないことが、制度間競争を働かせる観点から望ましいと言えます。

そこまで徹底せずに内部通報による内部統制を奨励する方針を採るにしても、現行法よりも外部通報のハードルを下げて、かつ行政通報への対応を実効的なものとするのが、内部通報制度を改善するインセンティブを付与することになり、全体としての公益通報制度の実効性を向上させると考えています。

図2

ドッド＝フランク法の報奨金支払い制度の運用実績
SEC(2015 Annual Report to Congress on the Dodd-Frank Whistleblower Program)を元に作成

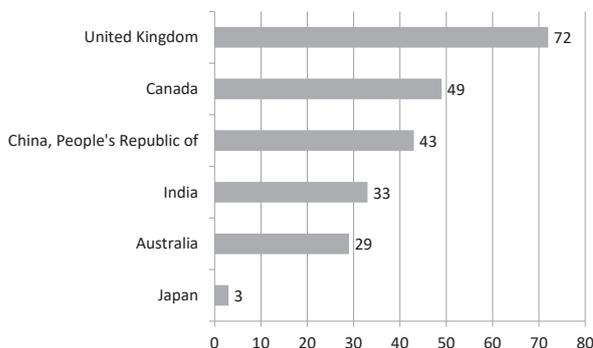
情報提供件数の推移



※ 2011年度は、制度導入直後であり、対象期間が7週間ほどであったため、件数が少なくなっている。

図3

2015年度の米国外からの情報提供の件数(上位5か国及び日本)



※ 米国以外の計61か国から情報提供が寄せられている。

* 図2及び図3: 本シンポジウム配布資料より引用 (作成者: 山田将之第一東京弁護士会会員)

—— 大変示唆的なお話ですね。アメリカでは行政機関が情報のリソースとして内部通報者の情報に期待しているという感じも受けます。

山田: アメリカにおいても基本的な考え方は、会社が内部通報を通じて情報を集め、自主的に調査をして、違法行為があれば当局に報告するのが望ましいとされています。

一方で、アメリカは、内部告発者に報奨金を支払う制度を、2011年から始めました。2010年にドッド＝フランク法が制定され、これに基づいて証券法が改正されて、報奨金制度が設けられました。2008年のリーマンショックを受けて、企業の不正行為の情報を集めて世の中に出すことが結局社会の浄化につながり、金融市場の安定化にもつながるという発想で導入された制度です。報奨金という非常に分かりやすいインセンティブを与えて、外部への告発を促進しています。

実際このドッド＝フランク法ができてから、多くの会社において、内部通報制度を見直す動きもありました。会社の内部通報制度をしっかりと整備しないと、外部通報されてしまうぞというリスクを分かりやすく見せることによって、会社の内部通報制度の充実を図る体制になっています。2011年の8月に制度が導入されてから、2016年1月現在で合計23人の内部告発者に対して、5,400万ドル以上の報奨金が支払われています。

この報奨金制度は、厳密には内部告発の促進のための制度ではなく、会社の内部者でなくても情報提供をすれば報奨金をもらうことが可能です。また、情報提供者はアメリカ人でなくても構いません。実際、2015年にはアメリカ以外の61カ国から情報が寄せられ、日本からも3件情報が寄せられています(図3参照)。

アメリカは企業不祥事に対する罰金の額が大きく、報奨金の原資が作りやすく、高額な報奨金が支払えるため、報奨金を与えるというのは情報提供者に対する強いインセンティブになるのですが、日本ではおそらくこんなに高額な報奨金を払うことはできず、情報提供者に強いインセンティブを与えることができないと思います。

もう1つ大きく違うと思うのは、雇用環境です。日本においては基本的には内部通報者も、そのまま企業に残るケースが多いと思います。これは、再就職が難しい現状があるためです。これに対して、アメリカでは比較的雇用の流動性があり、ある会社の内部通報者が、内部通報をした経験を生かして、別の会社のコンプライアンス担当者として採用されることもあると聞いています。

—— 公益通報者保護法を改善すべき点についてご指摘ください。

水尾：やさしい言葉に置き換えて、分かりやすく伝えることが大事じゃないかと思います。それが第1です。2つ目は利用のしやすさ、そして垣根を低くすることです。つまりアクセシビリティです。

例えばホットラインで告発をする、外に情報を持って出ようといったときに、持って出たら罰せられるということがあったとしたら、これはやっぱりまずいです。情報流出については、社会の安全、安心の方が、企業の安全、安心よりももっと大きな視点ですから、どっちが大きいかと考えた場合には、社会の安全、安心を考えなきゃいけません。

そうすると、企業の情報を持って出ちゃだめだと言っていると、これはたぶんうまくいかないと思います。そんなことも、ある意味でアクセシビリティじゃないかなと思います。それから常に意識にとどめる。やっぱりリーダーが、そして弁護士も外部の専門家も含めて、常に継続的なコミットメントが大事じゃないかと思います。

こんなものを準備している会社がありまして、これはホットラインの相談用紙です。これに書いて相談してくださいという内容です。ここまでであれば、どこの会社でもやっています。この会社のすごいところは、裏が違うんです。裏を開けると、切り取って、糊で付けければ簡易封筒になって、投函をすれば、外部の相談窓口が届きます。さらに、郵便局への差し出し有効期間を2年にしてあって、2年経ったら交換するんです。交換することで、社員の意識に、こういうものがあるんだと残るわけです。

つまりそれは会社のコミットメント、社員の意識の中に残らせるという配慮です。これは私、すごいと思いました。ただ単に紙で通報しなさいというだけじゃなくて、そういう仕組みをどれだけつくるかが、実は大事になってくるんじゃないかと。それが意識にとどめることにも、つながってくると思います。

結局、倫理的な企業が称賛される社会に、ならなきゃいけないと。悪いことをした人には罰則も大事だと思いますし、不利益を被った、あるいは守秘義務が守れない、そんな会社はきちんと公開してもいいと思います。社会からのペナルティーも受けるべきだと思います。そういう制度もつくる、信賞必罰です。

そして良いところについてはお互いに認め合って、例えば表彰制度、認証制度もつくって、お互いに認め合うことが大事じゃないかなと。最終的に良い人が、良い会社がどんどん出来てくれば、悪いことをする会社は少なくなるという意味で、良貨は悪貨を駆逐する、倫理的な企業が称賛される社会になる、そういう公益通報者保護法の運用ということも、私は必要じゃないかなと思いました。

山田：私は普段は企業側を代理して仕事をすることが多いのですが、企業が内部通報に抵抗感というか、苦手意識がある理由は大きく2つあるのではないかと考えています。

1つは内部通報にきちんと対応したところで、会社にとってどういうメリットがあるのか分かりにくいところ。先ほど、良い取組みをしている会社については表彰や認証をするといったご提案もありましたが、現状では、会社が内部通報を受けて、それを積極的に当局に報告しても、それによって会社にどういうメリットがあったのかが、なかなか日本の制度上、見え難いところがあります。

アメリカは企業不祥事の事件の大半が司法取引で解決しています。そういった交渉のステップを踏む中で、必ず、どういうきっかけで不正が発覚したかについて評価がされます。当局も、セルフレポート（自主的な報告）については企業に有利に判断しますと明言しているので、会社が当局に報告するメリットは分かりやすくなっています。



これに対し、日本では内部通報があった場合に、当局に自主的に報告するのがいいのか、それとももみ消すのがいいのかという判断で迷ってしまうのです。当局への自主的な報告のメリットがさらに明確になれば、我々弁護士の立場としても、「内部通報をさらに促進して情報を社内で吸い上げて当局に自主的に報告するとこんないいことがあるんですよ」とはっきり言え、企業に内部通報制度の改善を提言するのが楽になると思っています。今、日本でも司法取引を導入するとか、課徴金の額を裁量性にするといった議論がなされていますが、企業不祥事の処罰方法が柔軟化していけば、内部通報制度をしっかりと整備している会社と、していない会社とで差が出てきて、企業にとっても、内部通報制度を整備するモチベーションが上がるのではないかと思います。

それからもう1つ、内部通報で企業が困る場面があります。内部通報者へのフィードバックです。内部通報を受けて社内調査をしたものの、不正行為は見つかりませんという結論になることも、当然あります。また、確かに不正行為はあったのだけれども、10年前に終わっていて既に時効が完成していますという場合もあります。こういったものについては、会社としては、当局に報告しないという判断をすることになります。

この場合、内部通報者からは、会社が不正をもみ消したと見えてしまいます。営業秘密や個人情報の関係もあるので、会社が内部通報者に調査結果の全部をさらけ出す訳にはいかない事情もあります。しかも、内部通報をするということは、通報者は会社が不正をやっているだろうと思っているので、会社を全面的に信用できないという心理状態にあります。その状況で、「会社が調査をしましたが不正はありませんでした」と言ったところで、通報者としては直ちに信用できません。

これは非常に難しい問題で、究極的には、会社が従

業員や世間からどうやって信頼を獲得していくかという問題ではあるんですが、1つの改善策として、内部通報者側にもっと弁護士が付けば、状況は少しは変わるのではないかと考えています。大きな企業不祥事の場合は、第三者委員会や独立委員会を作って調査を行うことで、調査が公正に行われたことを確認することが実務的にも広まりつつあるところですが、内部通報があった場合すべてについて委員会を設置するのは現実的ではないので、その代わりに、内部通報者側に弁護士が付いて、社内調査のプロセスや結論を点検すれば、社内調査の客観性を確認することができ、社内調査結果について通報者の理解を得やすくなると思っています。アメリカでは、ほとんどの場合、内部通報者に弁護士が付きます。弁護士としても、内部通報をする場合には弁護士も力になりますという宣伝をしていく必要があるかと思っています。

三木：刑事罰を伴う違法行為で、しかも「別表に載っている法律」という制限がある仕組みは、通報する人にとってとても不親切な仕組みです。おかしいなと思ったことが、どの法律のどの刑事罰に当たるかというところまで調べないといけないのかという話になるわけです。

また所管や権限が付与されている先が、自治体だったり国だったり、国や自治体の中でも窓口というか部門が違うという問題があって、消費者庁のHPに行くとか窓口検索ができるようになっていますが、そこまで行って窓口を探せる人は、おそらくそんなにいないと思います。つまり通報する以前の入り口の段階で、ものすごくハードルを上げている仕組みは、制度導入時の議論のときからずっと問題になっている点ではあると思います。

もう1つの今の仕組みの問題は、行政に対する通報をしても、例えば通報対象事実ではありませんとか、

本シンポジウムの反訳全文は、
Web サイトからご覧頂けます。

「東京弁護士会ホーム」→「東弁ブローグへ」→「公益通報者保護特別委員会」→「活動報告」→「シンポジウム『企業コンプライアンスと内部通報制度』の反訳を掲載しました」の順にリンク先をクリックして下さい。
http://www.toben.or.jp/know/iinkai/koueki/pdf/20160301koueki_hannyaku.pdf

自分の所管ではありませんということで、通報を受け付けないとか、あるいは対応しない、場合によってはどこかに個人情報漏らしてしまうことが起こっています。私は常々すぐ疑問に思っていて、公的機関というのは、社会をより良くするためにいるはずなのに、非常に通報に対して非協力である例が散見されるわけです。

通報の入り口の部分の要件にこだわればこだわるほど、誰が通報したかとか、それが本当に対応すべきものかという、個別の問題というか個人の問題に、どんどん結び付いていくわけです。通報をする人はメッセージングであり、問題があることを伝えてくれる人なので、その人に注目が集まると、報復をしたり、あるいは過剰にヒーロー待望論になりがちで、そうした傾向は、実は制度の運用としてあまりよくないという議論がありますが、私もそうだと思います。

あともう1つ、報復をしたり、不利益な取扱いをした場合に、例えば組織に対して、懲罰的な要素を持たせていくということは、熱心に公益通報に取り組んでいないところをボトムアップをするためには必要な要素ではあると思います。ただ、懲罰的な要素を入れると、通報対象事実や通報要件など別のところの制約につながる可能性もあるかもしれないので、バランスを取りながら、ベストなところで均衡させるよう、ぜひ専門家の方たちに知恵を絞ってほしいと思います。

宇賀：私は、公益通報者保護制度の実効性を向上させる方策を検討する会議の座長として、委員の方々のご意見を伺って、最大公約数となるような報告書をまとめるのが任務と心得ております。従って、これまでこの場で申し上げましたことも、またこれから述べることも、あくまでも一研究者としての個人的な意見にとどまるということを、念のために申し上げておきます。

その上で、個人的にこの公益通報者保護法の改善

のために必要なことは、何よりも公益通報者を手厚く保護する仕組みを整備することであると思っております。アメリカや韓国では、公益通報者に報奨金を付与する制度がとられていますが、我が国の公益通報者は、報奨金というメリットがないどころか、解雇されて生活の基盤を失い、自らの負担で解雇無効の訴訟を提起して、長期間にわたる裁判を行わなければならない、さらには企業から損害賠償請求訴訟を提起されることもあり、とてつもないデメリットを受けるおそれがあります。

にもかかわらず、現行法では解雇の無効とか、不利益取扱いの禁止といった労働法制で認められている内容を明確化するにとどまっているわけです。公益通報者が匿名を望んだにもかかわらず、その通報者を故意に漏洩するような行為は、通報者の公益通報制度への信頼を裏切って、報復措置により、生存を脅かすといっても過言でない極めて残酷な行為であり、かつ国民全体の公益通報制度に対する信頼を裏切り、法令遵守を確保して公益に奉仕する、この制度の利用を躊躇させるといふ強力な萎縮効果を持つという点で、公益も著しく損なう行為といえます。

したがって民間人であっても守秘義務を法定し、違反に対して制裁を科すことによって、公益通報者を手厚く保護するという国家の意思を明らかにすべきと思います。また、公益通報者が明らかになることが避けられない場合がありますので、そのことを前提として、公益通報をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止違反に対しても、制裁を科さなければ、公益通報者に対する報復措置を減らすことはできないのではないかと考えています。

本稿担当：公益通報者保護特別委員会委員 小暮 典子
委員 海野 卓也

外部窓口弁護士ガイドライン

～第三者委員会や外部窓口担当弁護士への信頼確保のために～

公益通報者保護特別委員会委員 中村 雅人 (27期)



1 はじめに

舛添要一元東京都知事の公金不正支出疑惑に関する第三者委員会の調査報告が公表されたとき、多くの国民はその内容に納得せず、そのような調査結果をまとめた弁護士委員へ批判の矛先が集中した出来事は、記憶に新しいことと思う。京都では、公益通報外部窓口担当弁護士から実名情報が洩れ、通報者が処分されるという誠に残念な事態が発生した。このように、公益通報の受付や調査に携わる弁護士の対応の在り方が問われる事態は、なぜ次々起こるのであるのか。このような事態を防ぐにはどうしたらいいのであろうか。公益通報を切り口とした、弁護士全体の信頼にかかわる問題について考えてみたい。

2 弁護士が選任される理由

公益通報外部窓口担当者や、不正疑惑に対する第三者委員会などの調査委員になぜ弁護士が多く選任されるのであろうか。

不正疑惑の調査や内部告発の調査なら、強制捜査権限をもつ捜査機関の方が適任であろう。弁護士にはそのような捜査権限はない。弁護士はこのような調査を訓練され特別の能力を有するというわけでもない。弁護士が選任される理由は、国家が認定した一定の法的知識を有し、法律によって社会正義と人権擁護を使命と定められ、職務上知りえた秘密を守ることが法律で義務付けられている点にこそあるのである。

3 国会の附帯決議と日弁連

公益通報者保護法が制定されたときの国会の附帯

決議（平成16年5月21日衆議院内閣委員会）に、次のような一文がある。

「本法の運用に当たっては、通報をしようとする者が事前に相談できる場が必要であることから、国、地方を通じて行政機関における通報・相談の受付窓口の整備・充実に努めること。また、民間における相談窓口の充実に関し、日本弁護士連合会等に協力を要請すること。」

これは、弁護士が法律上の守秘義務を負っていることに基づいた決議である。この附帯決議を受けて、内閣府と日本弁護士連合会で協議がなされ、日本弁護士連合会会長から、全単位会に公益通報相談窓口の設置を呼びかける通知が出された。東京（三会）、大阪、京都などの弁護士会では、専門の窓口を設け、恒常的に公益通報相談を実施している。弁護士向けの研修も継続して行っている。

4 外部窓口担当弁護士のガイドライン（要旨）

外部通報窓口担当に弁護士が配置されることも増えてきた。東京三弁護士会では、ほとんどの中央省庁の公益通報外部窓口担当に弁護士を推薦し派遣している。地方自治体でも同様の動きが増加してきており、東京弁護士会では、自治体連携パンフレットなどでも宣伝しているところである。このような弁護士に対する需要にこたえるため、東京弁護士会では、研修の成果と、今日までの相談の実績・実情を踏まえ、このたび「外部窓口担当弁護士のガイドライン」を取りまとめて公表した（Web上の公表場所については、次頁欄外*1を参照）。

事業者、団体などから公益通報にかかる外部窓口業務を受任する弁護士は、公益通報者保護法を正し

く理解しておくことはもとより、通報内容を正確に理解し、適時且つ適切な判断を行うことが可能となるよう、弁護士職務基本規程第7条の趣旨も踏まえ、日々、研鑽に努めなければならない。このガイドラインは、窓口担当弁護士が、公益通報という制度が「通報者個人の不利益を回避することのみならず通報対象事実を構成する違法行為、不正行為の事前抑止、拡大防止を図ることにあること、ひいては事業者等の利益を守ることにのみならず得る制度であること」をしっかりと理解した上で外部窓口業務を務めることができるよう、窓口担当弁護士のガイドラインを定めるものである。なお、公益通報業務に精通した当委員会委員による同ガイドライン及び同ガイドラインに基づいた外部窓口業務の説明会の実施を予定しているところ、実施日時等の案内を本稿の最後に掲載する。

(1) 窓口担当弁護士の心構え

ア 内部通報者の葛藤を理解する

実際に通報を行う者は、多かれ少なかれ、「不正の疑いはあるが証拠はない」、「大事になり、会社が倒産したら困るのは自分や家族である」「このままでも自分は困らない」「ややこしいことは避けたい」といった葛藤を抱いている。窓口担当弁護士は、まずは、通報者がこのような葛藤を抱いていることをしっかりと理解した上で正確な事実を聴取することを心掛ける必要がある。

イ 制度の説明と定期的な連絡

窓口担当弁護士には、通報者の「公益通報制度」

そのものに対する不信感を取り除くための対応が求められる。通報者は、多かれ少なかれ、「果たして通報により不正が糾せるのか」、「通報したことが知れ渡ったり、不利な状況におかれはしないか」といったような不安を抱いているが、このような不安を解消するためには、

- ① 法律は何を保護しているか、など公益通報制度をしっかりと説明すること
- ② 連絡をかかさず丁寧に対応することが最も効果的な方法である。

ウ 一線を画すること

窓口担当弁護士には丁寧かつまめな対応が求められるが、通報者の後見人、代理人、代弁者にはなり得ないし、このような立場にあってはならないということも理解しなければならない。通報者による通報が事実か否かは、今後の慎重な調査により確定していくことである。窓口担当弁護士は、通報を端緒として事業者等の不正を糾すという制度目的を達成する限りにおいて、公益通報者保護法の趣旨に則り、その端緒となる通報者を事業者等からの不利益な取扱いから保護するという立場に徹底しなければならない。言い換えれば、窓口担当弁護士は、事業者等のリスク管理のための情報収集窓口であって、通報者の救済を担当しているわけではない。

通報者に対する対応が適切でなかったことが不法行為に当たるとして、窓口担当者が訴えられた事例も存在するので、注意を要する*2。

* 1：東京弁護士会会員サイトホーム→「委員会」→「委員会一覧」→「公益通報者保護特別委員会」→「新着情報」→「外部窓口弁護士ガイドライン」の順でリンク先をクリック <https://www.toben.or.jp/members/iinkai/koueki/pdf/gaibumadoguchiguide201609.pdf>

* 2：東京地裁平成26年7月31日判決・判例時報2241号95頁（窓口担当者に対する請求は棄却されている）

エ 通報者が外部通報を求める場合

既に事業者等において発生している違法行為、不正行為について十分な確証があり、事業者等がこれらを隠滅するおそれがあるなどの場合において、通報者から、行政庁やマスコミ・政治家などへの通報、いわゆる「外部通報」を相談されることも考えられる。このような場合、窓口担当弁護士は、公益通報者保護法の「外部通報」の要件（3条）を充足しているかをしっかりと見極め、充足している場合であっても、「外部通報」によって生じることが想定される事業者等の名誉・信用毀損の可能性、「外部通報」によりどの程度の効果を期待できるか、などを考え、説明しながら、通報者の要望に応えることが肝要である。

オ 顧問業務と窓口担当業務

窓口担当弁護士が顧問弁護士を兼ねる場合があるかもしれないが、外部窓口業務を受任する際は、事業者が違法行為や不正行為が発生している場合であっても、公益通報者保護法等に則った業務を行うことを、書面で確認しておくのが望ましい。

しかし、他面、通報者の通報内容が事実と反していること等から、事業者に損害をあたえかねない性質のものと判断した場合、顧問弁護士としての事業者に対する善管注意義務と、通報者の秘密を守りながら通報を処理する義務との間で深刻な利害相反の事態が発生する場合があります。また、誠実に窓口業務を行っても、その結果が通報者に満足をもたらすものでなかった場合、顧問弁護士と兼務していることを理由にあらぬ疑いをかけられるおそれもある。

さらに、通報窓口が事業者や役員の顧問弁護士であると、通報そのものにブレーキがかかってしまうことも大いに想定される。

したがって、少しでも通報者の心理的な負担を減らし、「通報を促進する」という点を重視するならば、窓口担当弁護士と顧問弁護士を兼任することはできるだけ避けたほうが良いと思われるが、顧問先から兼務を切望されたときは、上記のようなリスクをきちんと説明した上で受任することが必要である。

(2) 公益通報制度の理解

窓口担当弁護士は公益通報制度の理解に努めなければならないが、少なくとも、以下の点について把握しておく必要がある。

- ① 匿名による通報であっても、事案の把握に必要な情報等を引き続き取得できる状態である場合、積極的に受理すべきであること
- ② 通報できる者に限定はないが、公益通報者保護法によって保護される対象は事業者等の労働者（公務員も含む）のみであること
- ③ 公益通報者保護法が対象とする法律は同法別表に記載された法令（約440法令）違反のみであること。但し、他の法令違反に関する通報であっても、従来の裁判例、労働法体系により保護され得ること
- ④ 通報先として、事業者等、行政庁、マスコミ・政治家などといった選択肢があり、それぞれ保護要件が異なること

(3) 漠然とした通報への対応

通報内容は、いつも5W1Hで整理されているとは限らないし、明確であるとも限らない。時には、特段の資料も付けずに、「通報」というよりは「疑惑」を伝えるだけの場合もある。しかしながら、通報を端緒として会社の不正を糾すという制度目的に鑑みるならば、窓口担当弁護士としてはこのような通報について

全く取り合わないのではなく、通報者にコンタクトをとり、可能な限り「通報対象事実」を特定していくことが好ましい場合もある。

5 おわりに

最近燃費偽装で話題になった某自動車メーカーは、その十数年前に、長年にわたるリコール隠しが発覚し、刑事処分、行政処分を受け、株主代表訴訟で役員に損害賠償が命じられた。そのとき、同社は、コンプライアンス体制を刷新し、外部有識者による企業倫理委員会に公益通報問題に詳しい市民委員を選任し、公益通報外部窓口も設置し、そこには弁護士を配置した。

しかし、このたびの燃費偽装問題は、この社内のコンプライアンス・通報制度を通じて発覚したわけではなかった。取引先からの指摘がきっかけとなった。この事件が報じられた際、上記市民委員が悔しさをにじませ「改善されたと思っていたが、仏作って魂入れずだった。企業風土はそう簡単に変わるものではなかった」とのコメントを発していたのが印象に残った。偽装を知っている社員は誰も社内のコンプライアンス制度を利用せず、公益通報しなかったのである。制度のかたちは作っても、それを利用すべき社員のマインドまでは変えられなかった。

最近の報道によれば、東京都の小池百合子知事は、平成28年9月30日の定例記者会見において、築地市場の移転先となる豊洲市場の建物下に土壤汚染対策の盛り土がなかった問題で、内部告発を促す公益通報制度を導入する旨を表明した*3。

この制度が本当に機能するためには、通報しようとする人が安心して通報できるように、法律や条例で手厚い保護の仕組みが規定され、全ての職員が、通報者を守って公益通報がされやすい環境をつくっていくことが必要である。

外部通報窓口担当に就任する弁護士は、通報を待つだけでなく、社員の皆さんが、公益通報の意義を理解して積極的に社内の不正を早期に是正するため公益通報していくように、社員教育・啓発にも力を注いでいただきたい。

「外部窓口担当弁護士のガイドライン」等 説明会のご案内

日時：平成29年1月24日(火)
18時～19時

場所：弁護士会館5階508ABC会議室

内容：当委員会委員による
「外部窓口担当弁護士のガイドライン」
の説明等

*詳しくはとうべんいんふお2016年12月号及び
2017年1月号をご覧ください。

*3：東京都ウェブサイト 小池知事「知事の部屋」／記者会見（平成28年9月30日）
<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2016/09/30.html>



1 公益通報に付随する証拠収集の限界 (裁判例の傾向)

(1) 問題の所在

公益通報者保護法や一般法理によって、行政庁等の外部への公益通報者が保護されるには、通報内容の真実または真実相当性の要件をクリアする必要がある。そのため、通報者にしてみれば、行政庁等の外部へ公益通報を行う場合、通報内容の真実または真実相当性を基礎づける資料の収集が必要となってくる。しかし、通常、企業機密情報の収集および外部への持ち出しが就業規則等で禁じられていることとの関係で、その適法性が問われる。以下、裁判例の傾向を紹介する（※主な裁判例（①～⑬）を一覧を23頁に掲載）。

(2) 通報目的の公益性

通報目的の正当性が、通報行為に付随する証拠収集を正当化する事由であることを肯定するのが裁判例の傾向である（※後掲裁判例一覧①～⑨）。

もっとも、通報目的は内心に関するもので、間接事実によって推認していくほかない。そこで、裁判では、公益通報目的の有無に関する種々の間接事実の存否をめぐり、主張立証活動が展開される。

ただし、公益通報者保護法では、「不正の目的」の不存在が公益通報の要件として規定されている点に留意する必要がある（公益通報者保護法第2条）。

(3) 収集した情報の内容・管理態様

⑩宮崎信金事件（宮崎地判平成12年9月25日）では、収集した情報の内容が、「会員の出資額、顧客ランク、融資額、融資条件、返済方法、延滞状況、

担保明細が記載され」、「手形の支払義務者の不渡り等の信用情報が記載されて」おり、「顧客にとって、高度のプライバシーに属する事項であり、また、金融機関の融資の相手方に対する評価は、当該金融機関にとって、最高機密に属する事項である」として、証拠収集行為が正当化されないとの考え方が示された。他方で、控訴審では、「文書等の財産的価値はさしたるものではなく、その記載内容を外部に漏らさない限りは同金庫に実害を与えるものではない」として、証拠収集行為の正当化を認めている（③宮崎信金事件・福岡高裁宮崎支判平成14年7月2日）。

また、⑪アワーズ（アドベンチャーワールド）事件*1（大阪地判平成17年4月27日）では、象の調教に関する情報、象会議経過報告書、パンダの契約金額、施設の入園者数、象のタクシーの売上金額、飼育日報は、会社の重要な機密の漏えいにはあたらないと指摘されている。

⑦東京地判平成19年11月21日では、取引会社との間における架空請求事案における請求書や受注台帳の複写方法にしても、就業時間もしくは休日出勤の際に、鍵がかからず取り出しに事実上の制約のないキャビネットから資料を取り出して複写するというもので、社会的相当性を欠くものではないことから、違法性阻却が認められた。さらに、⑨自治労共済事件*2（松江地判平成23年2月2日）では、収集した証拠資料に関して、「契約偽装問題についての調査内容やこれに対する被告又は自治労共済の対応方針などが記載されているもので、例えば顧客の信用情報等のように高度の機密性が求められるような内容とはいいい難く、少なくとも、被告の職員であり通報者でもある原告に秘匿されるような内容のものであったとはいいい難い」と指摘した上で、証拠収集行為の正当性が肯定された。

*1：ただし、真実性および真実相当性のいずれも欠いているとして、内部告発の正当性を否定している。

*2：証拠収集後、厚労省の公益通報窓口への通報を行った事実も認定されている。

④大阪いずみ市民生協事件（大阪地裁堺支判平成15年6月18日）では、「いずみ生協が管理する多種の文書を無断で複製して持ち出した点は、本件のような内部告発を行うためにはこうした行為が不可欠ともいふべきである一方、持ち出した文書の財産的価値はさほど高いものではなく、しかも原本を取得するものではないから、いずみ生協に直ちに被害を及ぼすものでもない。したがって、いずみ生協を害する目的で用いたり、不用意にその内容を漏洩したりしない限りは」「受忍できない損害を与えるとも言い難いから」「本件内部告発自体を不相当とまでは言えない」とされた。

(4) 収集した情報と通報との関連性

いわば当然であるが、収集した情報と通報との関連性がなければ、そもそも証拠収集の必要がなかったということで、証拠収集行為について否定的評価が加えられる（⑫自治労共済事件・広島高裁松江支判平成25年10月23日、⑬武生信金事件・福井地判平成28年3月30日）。

ただし、⑫事件の原審（⑨自治労共済事件）では、収集した情報と通報との関連性を肯定している。また、通報と関連性のない証拠を多く収集していた場合、そもそも公益通報目的がなかったことを推認させる間接事実にもなる（⑬武生信金事件）。

ただし、注意を要するのは、通報と関連性のない資料データを、多量に印刷あるいはUSBメモリーにコピーしていたという一事だけで、証拠収集活動について否定的判断をすることについては慎重である必要がある。それというのも、宮崎信金事件原審でも指摘されているとおり、本支店設置のオンライン端末機に各職員が持っているオペレーターカードを挿入した上で顧客の信用情報にアクセスしても、信用情報が端末機の画面に表示されず、帳票用紙に印刷して初めて判読可能な状態になるシステムもあるからである。

かかるシステムでは、通報内容に関する真実・真実相当性に関する資料を取得しようとした場合、画面上で信用情報を確認できないので、多量に印刷せざるをえない。また、大量にあるデータの中から、一つ一つのデータ内容を吟味して、通報と関連する情報データを選別することは、實際上、必ずしも容易ではなく、長時間の作業を要した場合、証拠収集行為それ自体が発覚してしまい、公益通報の目的が達せられない事態も考えられることも理由として挙げられる。

他方で、企業機密の要保護性もあり、探索的証拠収集につながる事態は無制約ではありえない。いずれにしても、抽象論ではなく、具体的検討の結果としての価値衡量がなされる必要がある。

(5) 内部通報の有無

ア 内部通報の存在を通報行為の正当性を基礎づける事情として考慮した裁判例

①医療法人思誠会（富里病院）事件（東京地判平成7年11月27日）では、病院長や会長に対し、特定の医師の診療方法等について指導改善を繰り返し求めても改善しなかったことから保健所に通報するに至ったとの事情につき、不正目的を否定する事情として斟酌された。また、②医療法人毅峰会事件（大阪地決平成9年7月14日）では、社会保険管理課へ、病院に対する行政指導を要請する前日に、その旨を病院の事務長に伝えていることから、内部で話し合っ解決すべきとの業務命令に違反したとの病院側の主張を排斥している。

さらに、③宮崎信金事件では、組合の三役交渉等を通じて、信金理事らに事案の解明を強く求めている事情につき、不正追及目的であったことの判断事情として斟酌された。

④自治労共済事件では、自治労共済本部の上司や自治労共済本部法務コンプライアンス対策室へ通報

していたにもかかわらず、通報者が証拠収集するまでの間、特に、問題の是正がなされなかった事情を、証拠収集行為の違法性を減殺する事情として勘案された。もっとも、内部通報が不存在であったとしても、かかる事情を重視しすぎてはならない。それというのも、内部通報制度は各社各様であり、その実効性も千差万別であること、また、通報があった事実を、社内窓口担当者が、通報者の上司等に告げたり、外部窓口弁護士が通報者の意向に反して、通報者の氏名を会社に伝えてしまい、通報者が、不利益処分を受けてしまうなど、いわば内部通報の失敗事例^{*3}も発生しているからである。さらに、企業トップが不正に関与している場合には、内部通報窓口に通報したところで、改善可能性が乏しいばかりか、肝心の証拠を隠滅されるおそれすらある。

イ 内部通報が不十分であっても、内部での是正可能性がないことから通報行為の正当性を肯定した裁判例
特に、証拠収集の適否について争点化されてはいなかった事例であるが、是正のための内部努力が不十分であるとしつつ、内部努力で是正される可能性が極めて低かったと認定し、通報行為の正当性を肯定した裁判例として、^⑭トナミ運輸事件（富山地判平成17年2月23日）がある。

(6) 不正の是正の有無

とりわけ行政庁等の外部への公益通報行為に関して、通報内容の真実性または真実相当性があれば足り、特に通報の結果として不正が是正されていたかどうかという点は要件ではない。もっとも、通報の結果として、不正が改善された場合、証拠収集行為の違法性が減殺される旨の判断を示した裁判例として、^③宮

崎信金事件、^④大阪いずみ市民生協事件、^⑨自治労共済事件がある。

(7) 通報態様(通報先等)

公益通報に伴う収集証拠の提供先(通報先)がどこであるかは、情報の流出による企業の実損害の有無の評価と大きく関連するところであるが、以下の例がある。

ア 内部通報

(ア) 理事・監事の候補者

^⑮岩国市農協事件（山口地裁岩国支判平成21年6月8日）では、農業協同組合の総代会に先立ち、農協の理事、監事、参与、室長等および理事・監事候補者に対し、告発文書の写しを郵送して配付したことについて、役員候補者は、事実上選任されるのを原則とする扱いであり、農協と密接な接触を有するに至っており、農協内部の問題であるとし、懲戒解雇事由が否定されている。

(イ) 株主

^⑯東京地判平成23年3月30日では、株主が代表取締役による資金の不正流用について追及したところ、税理士が、代表取締役の許可なく、顧客会社の会計資料等を株主へ配付し、所属事務所から契約解除された事案において、会計資料等を配付した相手は顧客会社の役員や株主等の関係者に限られており、会社の内部資料を外部に配付し、秘密を漏洩したものではないことから、契約解除に合理的理由があるとはいえないと判示されている。

(ウ) 組合の総代等

^④大阪いずみ市民生協事件では、生協の副理事長と専務が、組合施設を私物化しているとの内容の匿名文書を組合の総代会出席予定者五百数十名

*3：オリンパス、トヨタ子会社における通報者への不利益処分事例、京都市公益通報外部窓口担当者が匿名希望の通報者氏名を京都市に伝えたことによって、通報者が不利益処分を受けたとされる事例など。

の総代その他生協関係者に郵送した行為につき、「総代会はいずみ生協内部の機関であり、最高議決機関であるから、業務執行権を有する被告らに期待できない場合、総代会に問題提起をするのは、告発による自浄作用を期待する点からみても、むしろ当然であり、この点が相当性を欠くとは言えない」と判示されている。

イ 行政庁への通報

①医療法人思誠会（富里病院）事件では、医師による保健所への通報について、特に、保健所を通じて、通報内容が外部に公表されたこともなく、かつ、保健所から不利益な扱いを受けたこともないことが指摘された上で、通報行為の正当性が認められた。また、②医療法人毅峰会事件では、大阪府の社会保険管理課への通報について、特に行政指導等が行われていないことが指摘された上で、重大な不利益は生じていないことから、通報行為の正当性が肯定された。

⑥Yタクシー会社（雇止め）事件（京都地決平成19年10月30日）では、営業所内の不正行為（白タク行為、メーターの不正操作、営業日誌の捏造等）に関して、会社代表者に真相解明を求める書面を送付するとともに、警察署に白タク行為を通報するなどした行為につき、公益通報者保護法が制定された趣旨から許容された。

⑧神戸司法書士事件（神戸地判平成20年11月10日）では、司法書士による非弁行為に関して、事務員が、法務局の教示を受けて、和解契約書コピーを提出したことについて、「何らの証拠資料もなしに公益通報を行うことは困難な場合が多いから、公益通報のために必要な証拠書類（又はその写し）の持ち出し行為も、公益通報に付随する行為として、同法による保護の対象となる」とした。さらに、⑨自治労共済事件では、厚生労働省への通報の結果として、厚生労働

省以外の外部に情報が流出したことは認められないことが指摘された上で、通報行為は正当と評価された。

ウ 行政庁以外の第三者への外部通報

（ア）弁護士

⑤メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ事件（東京地判平成15年9月17日）では、顧客リストや社内の人事情報に関するやり取りが記載された書類等を、パワハラによる損害賠償請求の交渉を依頼していた弁護士に交付した行為について、弁護士の守秘義務を理由として、許容されている。なお、消費者庁は、会社の顧問弁護士や通報窓口担当者でもない弁護士への通報について、「相談という形をとっていても、事業者名、通報対象事実と疑われる行為の内容、その行為の実行者名などの具体的事実を示して行われる場合には、「通報」に当たり得ると考えられる」とした上で、「もともと、弁護士等の、法律上・契約上の守秘義務を負う者への相談のために具体的な事実を知らせた場合、本法の定める要件を満たしていなくても、通常は労働契約法や権利濫用などの一般法理によって保護されると考えられます」と説明している（消費者庁 通報・相談Q&A集〔平成28年3月版〕のQ25より。<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/tsuho-sodan/faq-tsuho-sodan.html>）。

（イ）取引先

⑦東京地判平成19年11月21日では、退職した元従業員が、取引先会社の代表者に対し、取引先会社従業員と退職した会社およびその子会社の各代表者との間で共謀の上、取引先会社に対する架空請求が行われ、支払代金が水増しされた件につき、偽名を用いて、告発文書および請求書、受注台帳等のコピーを送付した行為について、「取引先の代表者に文書と資料を送付するという比較的穏当な

方法によっていること」,「ゆうパックの発信者欄に偽名を記載しているが,告発者が被告発会社を退職した後とはいえ,原告会社からどのような対応がとられるかを心配して偽名を使うことも,本件告発の内容や原告が不正請求への関与を否定していることなどからすれば,無理もないことといえ」と指摘され,違法性阻却が認められた。

(ウ) 報道機関

公益通報者保護法制定前の事例であるが,⑭トナミ運輸事件では,「最初に告発した先は全国紙の新聞社である。報道機関は本件ヤミカルテルの是正を図るために必要な者といえるものの,告発に係る違法な行為の内容が不特定多数に広がるのが容易に予測され,少なくとも短期的には被告に打撃を与える可能性があることからすると,労働契約において要請される信頼関係維持の観点から,ある程度被告の被る不利益にも配慮することが必要である」と指摘した一方で「本件ヤミカルテル及び違法運賃収受は,被告が会社ぐるみで,さらには被告を含む運送業界全体で行われていたものである」「管理職でもなく発言力も乏しかった原告が,仮に本件ヤミカルテルを是正するために被告内部で努力したとしても,被告がこれを聞き入れて本件ヤミカルテルの廃止等のために何らかの措置を講じた可能性は極めて低かったと認められる。このような被告内部の当時の状況を考慮すると,原告が十分な内部努力をしないまま外部の報道機関に内部告発したことは無理からぬことというべきである。したがって,内部告発の方法が不当であるとまではいえない」と判示されている。

(8) 小括

以上のとおり,公益通報に伴う証拠収集の適否については,もっぱら,通報の目的の有無および証拠収

集,証拠利用の必要性・相当性という観点から,総合考慮される傾向にある。

2 公益通報による不利益処分の防止

(1) 通報者側

デジタルフォレンジックの進歩により,パソコンへのログイン,データへのアクセス,USBメモリーの接続使用,印刷等が記録されるシステムが相当程度普及しているので,公益通報をする場合,以下の観点に留意して,行動する必要がある。

- 通報目的と関連する資料の収集の努力
- 収集した資料を用いて,適切な通報先へ可及的速やかな通報
- 通報とは無関係に,収集資料が外部に流出しないよう適切な保管
- 弁護士会の公益通報相談の利用等による判断の客観化の確保

(2) 企業側～適正な内部通報制度の構築及び通報者への不利益処分の防止

企業は,社会的存在であり,その規模が大きくなればなるほど,社会との接点も多数かつ多様になるものであって,公益を無視しては将来にわたって存続していくことはできないこと,公益通報を理由とする通報者に対する不利益処分を違法・無効と評価した裁判事例が蓄積してきている状況等を踏まえると,企業機密情報を監督官庁等へ提供するなどして公益通報に及んだ社員を軽々に懲戒処分すべきではない。むしろ,企業内で違法行為を自浄できなかった点につき,企業トップ以下,経営陣が省みて,法令遵守の徹底および適正な内部通報制度の適正な構築に向けてエネルギーを傾注していくことこそが企業の発展に繋がると信じる。

公益通報に伴う証拠収集に関する主な裁判例一覧 (*番号は本文中に付したものを)

番号	判決等年月日・事件名	通報者	通報目的	収集資料	真実又は 真実相当性	通報先	内部通報 の有無	不正の 是正	不利益処分	掲載誌
①	東京地判 平成7年11月27日 医療法人思誠会 (富里病院)事件	勤務医 2名	○	カルテのメモ行為、薬剤感受性検査報告書等のコピー	○	保健所	○	*	無効	判タ 912号 175頁
②	大阪地決 平成9年7月14日 医療法人毅峰会事件	医療事務 職員	○	カルテやレセプトのコピー	○	社会保険 管理課	○	*	無効	労判 735号 89頁
③	福岡高裁宮崎支判 平成14年7月2日 宮崎信金事件	信金職員 2名	○	オペレーターカードを用い、ホストコンピューターにアクセスし顧客の信用情報等の記載された文書の印刷等	○	労働組合 国会議員の 公設秘書 警察	○	○	無効 ⑩の控訴審	判タ 1154号 290頁
④	大阪地裁堺支判 平成15年6月18日 大阪いずみ市民生協事件	生協職員 3名	○	総立候補届出用紙や総勘定元帳、年度毎の収支メモ、役員報酬・幹部給与一覧表、出金伝票、領収書等、生協の経理に関する資料のコピー	○	総代会 出席予定の 総代約530人	内部通報 のみ	○	無効	判タ 1136号 265頁
⑤	東京地判 平成15年9月17日 メリルリンチ・インベストメント・ マネージャーズ事件	社員 年営業 部長	○	見込顧客リスト、顧客や関係者からの通信文、特定の顧客に関する社内メールやメモ、営業日報、見込顧客へのアプローチ方法を記載した資料、人事情報に関するやり取りの記載された書類等	○	弁護士 パハラ等による 損害賠償請求に 関する相談を担当 した弁護士	外部通報 後に内部 通報	*	無効	労判 858号 57頁
⑥	京都地決 平成19年10月30日 Yタクシー会社(雇止め)事件	契約社員	○	タコメーターや営業日報のコピー	○	陸運支局 警察	○	*	無効	労判 955号 47頁
⑦	東京地判 平成19年11月21日	退職者	○	請求書・受注台帳等のコピー	○	取引先会社	○	○	退職者への 損害賠償 請求を棄却	判時 1994号 59頁
⑧	神戸地判 平成20年11月10日 神戸司法書士事件	司法書士 事務所 事務員	○	和解契約書のコピー	○	法務局	×	*	違法 控訴審で 確定	NBL 913号 48頁
⑨	松江地判 平成23年2月2日 自治労共済事件	自治労 職員	○	契約偽装問題について自治労共済の認識事実および方針に関する情報データ等をUSBメモリにコピー	○	厚生労働省	○	○	無効 ⑫の原審	公判物 未登載
⑩	宮崎地判 平成12年9月25日 宮崎信金事件	信金職員 2名	○	オペレーターカードを用い、ホストコンピューターにアクセスし顧客の信用情報等の記載された文書の印刷等	○	労働組合 国会議員の 公設秘書 警察	○	○	有効 ③の原審	労判 833号 55頁
⑪	大阪地判 平成17年4月27日 アワーズ(アドベンチャー ワールド)事件	動物園 職員	○	象の調教に関する情報、象会議経過報告書、ハンダの契約金額、施設の入園者数、象のタクシーの売上金額、飼育日報等	×	マスコミ	×	*	有効	労判 897号 26頁
⑫	広島高裁松江支判 平成25年10月23日 自治労共済事件	自治労 職員	×	懲戒事案に関する懲戒委員会の審議経過をまとめたデータ、自治労の組織部費の支出に関するデータをUSBメモリにコピー(控訴審での鑑定結果)、自治労共済本部による監査結果に関する書面をPDFファイル化するなど	×	厚生労働省	○	×	有効 ⑨の控訴審	公判物 未登載
⑬	福井地判 平成28年3月30日 武生信金事件	信金職員 2名	×	理事長や専務理事のメールファイルに2400回以上アクセスし、メール添付データ計約3900枚印刷(酒造会社に対する融資資料、金融庁検査関連資料、信金職員の不祥事に関する資料等)	○	警察	○	○	有効	判時 2298号 132頁
⑭	富山地判 平成17年2月23日 トナミ運輸事件	職員	○	*	○	マスコミ 公正取引 委員会 国会議員等	△	○	違法	判タ 1187号 121頁
⑮	山口地裁岩国支判 平成21年6月8日 岩国市農協事件	農協職員	○	個人情報に記載された金銭借用証書等のコピー	○	農協理事、監事 ら及び理事・監 事の候補者 14名	内部通報 のみ	*	無効	労判 991号 85頁
⑯	東京地判 平成23年3月30日	契約 税理士	○	会計資料等	○	株主	内部通報 のみ	*	無効	労判 1027号 5頁

裁判例一覧表の「」部分は、いずれも公判物からは不明の意

*公益通報者保護法では、公益目的ではなく、「不正の目的」の不存在が保護要件とされている(公益通報者保護法第2条)

*公益通報者保護法では、内部通報の場合、通報事実に関する真実・真実相当性までは不要とされ、単に不正の疑いがあれば足りる(公益通報者保護法第3条1号)

INTERVIEW：インタビュー

作曲家・音楽プロデューサー

菅野 祐悟 さん



LIBRAでは、今月から3か月間の連続企画として、東京弁護士会のイメージ動画に関与された方のインタビューをお送りします。トップバッターは、イメージ動画の音楽を作曲された菅野祐悟さんです。菅野さんは大河ドラマ『軍師官兵衛』、『ガリレオ』、『SP』、『謎解きはディナーのあとで』など数々のドラマや映画のサントラ音楽を手掛けるヒットメーカーです。インタビューとともに、あらためてイメージ動画の音楽も聴いてみてください。

(聞き手・構成：雨宮 慶、伊藤 敬史、小峯 健介)

東京弁護士会イメージ動画「寄り添う」
<http://www.toben.or.jp/message/toben-tv/post-419.html>

1 作曲家を目指したきっかけ

— 音楽を始められたきっかけは、どのようなものですか。

4歳だったので記憶がないのですが、幼稚園の中にヤマハの音楽教室があって、そこに連れて行ってもらったのがきっかけです。

— その音楽教室で、その後の活動に続くような出会いがあったのですか。

そこでは、小学1年生から発表会があって、クラシックの曲と自分のオリジナル曲を発表させていました。僕は作曲が面白かったので、作曲を続けることになりました。

— では小学1年生から作曲を始めて、ずっと続けているということですか。

そうですね。その時から、自分は作曲家になると思っていました。

— その中でもいわゆる「サウンドトラック」（以下「サントラ」）の作曲の道に進まれるようになったのは、何かきっかけがあったのでしょうか。

父親がいろいろな音楽やオーディオが好きで、スピーカーやアンプを作っていたので、小さい頃から音楽を聴いて育ちました。その中にサントラのメロディがあ

って、素敵だなと思いました。クラシックでもジャズでもなくて、Jポップでも洋楽でもないけど、とてもきれいなメロディがあって、これは素晴らしいなと思ったのが映画音楽だったという感じです。

あとは大河ドラマを親と一緒に見たときに、オープニング曲がかかって、毛筆調の字体で作曲家の名前が出てくるのを見て、カッコいいなと思っていましたね。

— では少年時代から、いつかはご自身も大河ドラマのオープニングに名前をとという思いがあったのですか。

はい。僕が手掛けた『軍師官兵衛』のときは毛筆調ではなかったのですが（笑）。

— 大河ドラマの音楽では、印象に残っているものはありますか。

池辺晋一郎さんの『独眼竜政宗』とか、山本直純さんの『武田信玄』は印象に残っていますね。僕が小学生の頃で、カッコいいなと思ってしびれていました。

その後、映画や連続ドラマで、サントラの黄金期みたいなものがありました。みんながトレンドイドラマを見ていて、ドラマの視聴率が30%ぐらいを余裕で取る時代があったじゃないですか。

— 90年代前半ですか。

そうですね。僕は、その頃は中学生とか高校生でし

た。その頃、サントラ音楽では、服部隆之さん、大島ミチルさん、岩代太郎さんといった、大活躍されている作曲家の方たちの作品が多かったですね。ドラマ音楽がとてもいい時期だったなと思いますね。

— 楽器は、ピアノのほかに、大学でギターをやられていたのですか。

一応習っていました。あとは、小学生時代にトランペットをやっていて、中学生時代は吹奏楽部で打楽器をやっていて、太鼓やティンパニやシンバルや木琴を演奏していました。中学2、3年生くらいの時、シンセサイザーを買ってもらい、それで打ち込みもしました。

— 菅野さんの曲は、いろいろな楽器が使われていて、ご自身が演奏しない楽器も使われているようですが、それは支障なくできるものなのですか。

それは勉強しないとできないです。

あとは実際に音を鳴らしてみるときは、自分が書いた譜面をバイオリンの人に「ちょっとこれを弾いてみて」と頼んでいました。僕は東京音楽大学に入ったのですが、キャンパスの中には必ず楽器を勉強している人たちがいるので、「バイオリンの人、集まって」と言うと、「はい」と集まってくれて、自分の曲を演奏してくれたりするんですよ。

当時、僕がキーボードで、他にドラム、ベース、ギター、コーラス、フルート、サクソフーン、トランペットという大所帯のバンドもやっていました。サクソフーンとかは自分では吹いたことがない中で、譜面を書いて、いろいろ吹いてもらったりして、こういう音が出るんだとか、こういうのは苦手なんだとか、体で覚えていくみたいな感じでしたね。

2 サントラ音楽の作り方

— ドラマや映画のサントラは、どういう手順で作曲をされるのですか。

ドラマの場合は、10話までであっても、作曲の段階では、1話、2話ぐらいの脚本しか完成していないことがほとんどです。当然映像もないですが、その段階で、10話分の音楽をまとめて30曲ぐらい作って、最初に渡します。その後で、音楽の選曲を専門にやっている

方が、僕の音楽をドラマに貼り付けていって、ドラマを完成させるという手順なんです。だから、ドラマの場合は、実際のシーンに当てて作曲しているわけではないんです。

映画の場合は、映像の編集が出来上がったものをもって、その映画に自分で音楽を付けていきます。

アニメの場合は、1個のアニメにつき40曲～50曲ぐらいのメニュー表みたいなものがあるんです。楽しいときの音楽、悲しいときの音楽、戦っているときの音楽、主人公のテーマという感じのメニュー表があって、そのメニュー表を見ながら一個一個作っていきます。アニメの場合も、基本的には映像は事前にもらえないので、映像を見ないで作曲して、選曲する方は別にいます。

— ご自身が作曲した曲が画像と組み合わせられたときに、使われている場面がイメージと違うということはないですか。

そういうこともあるんですけど、プロが集まって一つの作品を作るものなので、音楽を選曲の方に預けたら、そこはもう選曲のプロがやっているわけですから、そこにまで口出すつもりはありません。

— お互いの信頼関係ができあがっている感じですか。

はい。僕がよく選曲の方と話すのは、僕がおいしい料理を作って、それをお客さんにどういう順番で出すかということです。いきなりステーキが出てきて、次にデザートが出てきて、次に前菜が出てきたら、高級なフランス料理が台なしになるじゃないですか。優秀なサーブをする人は、食べるスピードとか、食べるタイミングとか、食べる順番とか、いろいろ考えて出していきますよね。コックさんが料理を作って、サーブする人がいてというところにプロフェッショナルな信頼関係がなかったら、最終的にお客さんに喜んでもらえないと思います。

3 フルオーダーメイドの曲づくり

— 作曲にあたって、どのような点を意識しているのですか。

例えば、僕が洋服のデザイナーで、僕に洋服を作ってくださいと言うお客さんがいたら、人によって体形も違うし、どこで着るかというTPOも違うし、どういう印象を持たれたいかということも違うわけですよ。合コンで着たいのか、結婚式で着たいのか、真面目な



相手が何を望んでいるのかを意識してフルオーダーメイドで音楽を作っていきます。最終的にこの人に頼んでよかったなと思えてもらえたら理想ですね。

菅野 祐悟

会議で着たいのかで、全然違うじゃないですか。だから、場面によって、その人が一番素敵に見えるように洋服をデザインします。

それは、相手が何を望んでいるかということです。この映画は、どういう音楽を作ったら一番素敵に見えるのかを考えて、フルオーダーメイドで音楽を作っていきます。しかも、頼んだ側としても自分だけの音楽というオリジナリティを感じられるものを提供できたらいいなと思っています。

— フルオーダーメイドで作るために、打合せで気をつけていることはありますか。

必要なことはたくさん聞きます。監督でもプロデューサーでもいろいろな人がいるので、口ではこう言っているけど、本当のところはどうなのというところまで掘り下げて打合せをします。この映画をどういうふうに見せたいんですかとか、どういうお客さんがターゲットなんですとか、それによって全然音楽の作り方が変わってくると思うんですね。そういうことは必要があれば聞きますね。

本当に満足してもらうために相手が何を望んでいるのかを意識するのは、たぶんどの仕事でも同じだと思うんですね。

— お聞きしていると、弁護士の仕事と共通すると思うのですが、プロフェッショナルとして、この人から依頼が来たので、この人に満足をしていただくための付加価値を付けるということを相当意識されているように感じます。

それはありますね。

例えば、弁護士さんでも、最終的に高い金額を取れなくても、短い間で紛争を終わらせる方がいいというクライアントもいるかもしれませんよね。要はクライ

アントが何を求めているのか。例えば、お金を求めているのか、心の安心を求めているのか、和解したいと思っているのか。弁護士さんの性格やコミュニケーション能力でそれに対応できるかどうかで、顧客満足度も全然違うと思うんですね。

— おっしゃる通りですね。

僕もそうで、早く曲が聴きたいと思っているのか、ぎりぎりでもいいから、いいものが上がってくればいいと思っているのか。あとたくさん打合せをしたいと思っているのか、そうではないのか。本当に人それぞれなので、それに合わせて仕事をしていくべきだと思います。最終的にやっぱりこの人に頼んでよかったなと思ってもらえたら理想ですね。

4 東京弁護士会のイメージ動画

— 東京弁護士会のイメージ動画の音楽をご担当いただきましたが、あの曲はどのような意識で作曲されたのでしょうか。

僕は弁護士さんのお仕事に詳しくないですけど、僕の印象だと、自分が幸せになりたくて頼む人が多いと思うので、最終的にクライアントが幸せになることが一番だと思うんですね。そういう意味でいうと、弁護士さんはお医者さんに近いのかなと思います。お医者さんに診てもらって、悪いところがあって、そこを治してもらったら、とても幸せな気持ちになって、健康ってこんなに素晴らしいんだと思いますよね。同じように、裁判中の人は平穏な気持ちでいられないかもしれないですけど、それが弁護士さんに頼むことによって、少しでもいい結果になったら、笑顔になれるのかなと思います。

あの動画では、弁護士さんは人に幸せになってもらって、笑顔で「ありがとう」と言ってもらえる仕事なのかなと思って、そういう温かい気持ちみたいなものを手助けできるものが作れたらいいなと思って曲を作りました。

— 割とすなりとイメージが湧いてきた感じでしょうか。

動画の映像自体がとても解りやすく作ってあって、打合せの段階で目指す方向性を明確におっしゃっていたので、作りやすかったですね。

— 2分40秒の動画ですが、限られた時間で表現するのは難しくなかったですか。

2分40秒あると、1つの物語が作れます。15秒のCMだと、15秒の中で物語を築かなければいけないので難しいのですが、それに比べたらだいぶ楽ですね。

少し専門的な話になりますが、音楽は、最低単位が8小節みたいなところがあって、メロディを1つ紡ごうとすると、できれば8小節ぐらいは欲しいんですよ。それが16小節になると、さらに紡ぎやすくなります。2分40秒あると、言いたいことはある程度言えるかなという感じです。

— 東京弁護士会の動画に関して、メッセージをいただけますか。

いい感じでできたと思っているので、ぜひ観てもらいたいし、聴いてもらいたいと思います。

5 これまでの作品と今後の活動

— 菅野さんは数多くの曲を作られています、あえて一番のお気に入りを選ぶとしたら、どれになりますか。

全部自分の子どもみたいなものなので選べないですね。ただよくクリエイターの方たちが言うように、最新の作品が自分の一番の代表作と言えるのが理想です。かっこいいことを言うようですが、満足してしまったり終わりみたいところがあって、自分の作品一つ一つに対して、やっぱり反省があって、そこをさらにクリアできるようにしたいという気持ちを持ってやっていかないと伸びていかないじゃないですか。そういう意味では、一番の新作が今の自分の一番最高のものだと、胸を張れるようにしたいなという気持ちはあります。

— 今後のご予定をご紹介いただけますか。

先日、交響曲第1番を書き上げて、コンサートで発表しました。その録音のCDが今後発売される予定です。現代の作曲家が交響曲を発表するということはほとんどないので、自分の作品がどういう風に世の中に受け止められるのかに興味があります。

— 交響曲第1番は、どういうコンセプトで書かれたのですか。

『ザ・ボーダー』という題名にしました。境界線という意味です。

自分の意識の裏には、意識をコントロールしている無意識みたいなものがある、それは例えば幼少期にどういう教育を受けたかとか、そういうことで人間はどんどん凝り固まって、自分の意識をコントロールしてしまっていると思うんです。そういう意識と無意識のボーダーラインみたいなものは、どこにあるのかなと思ったときに、寝ているときの夢があるのかなど。自分は何で悲しくて、何に怯えていて、何に喜びを感じていて、今何を意識しているのかみたいなことが自分の夢に現れる、夢診断みたいなものがあるじゃないですか。そういうことを考えて作った曲で、自分の夢を夢日記みたいなものに付けて専門家に診断してもらって、自分が何に縛られて曲を作っているかみたいなことをコンセプトに作った曲です。

— それは楽しみです。

また、来年の2月12日には毎年やっているバレンタインコンサートがあります（「菅野祐悟バレンタインコンサート2017」、2017年2月12日（日）昭和女子大学人見記念講堂 16:00開場／16:30開演）。交響曲も演奏しますので是非見に来てください。

プロフィール かの・ゆうご

1977年生まれ。東京音楽大学作曲科卒。数々の映画、ドラマで楽曲を手掛ける作曲家、音楽プロデューサー。主な作品として、TVドラマでは、2014年NHK大河ドラマ『軍師官兵衛』の他、『ホタルノヒカリ』、『ガリレオ』、『SP』、『新参者』、『謎解きはディナーのあとで』、『花咲舞が黙ってない』、『屋敷』、『銭の戦争』など。映画音楽では、『SP 野望篇』、『SP 革命篇』、『麒麟の翼』、『踊る大捜査線 THE FINAL 新たなる希望』、『真夏の方程式』、『謎解きはディナーのあとで』、『劇場版 MOZU』、『幕が上がる』など。2010年映画『アマルフィ 女神の報酬』で日本映画批評家大賞「映画音楽アーティスト賞」と日本シアタースタッフ映画祭「音楽賞」を受賞。

香港法律年度開始式と香港律師會との共催セミナー

国際委員会 委員 松本 甚之助 (59期)
委員 富松 宏之 (64期)

1 はじめに

香港は、アジアにおける要衝地として、様々な企業の地域統括会社が置かれ、また、クロスボーダー取引の際に仲裁地として選択されるなど、その重要性は増すばかりである。

そのような香港が一国二制度という特色あるシステムを有する法域であり、その弁護士会として、バリスター（法廷弁護士）の弁護士会である香港大律師公會（HKBA）と、ソリシター（事務弁護士）の弁護士会である香港律師會（LSHK）という2つの団体が存在すること、そして、当会がHKBAとLSHKの両会との間で2012年に友好協定を締結したことは、本誌2016年2月号で既に述べたとおりである。

当会は、昨年に引き続き本年も香港で毎年1月に開催されている法律年度開始式（Opening Ceremony of Legal Year: OLY）に参加し、また、2012年の友好協定締結時に東京で開催された記念セミナー（テーマ「国際ビジネス紛争の解決フォーラムとしての香港」及び「中国への進出拠点としての香港」）に続き2回目となるセミナー（テーマ「リーガルハブとしての香港—Hong Kong, Legal Hub in Asia—」）を本年7月に東京でLSHKとの共催により開催したので、ここに報告させていただく。

2 法律年度開始式（2016年1月11日、12日）

当会からは、渡辺彰敏副会長、当委員会の石黒美幸委員長、山原英治副委員長、松本及び富松（肩書はいずれも参加時点、以下同じ）の合計5名で香港を訪問した。



1月11日は、開始式に先立ち、Presidents' Roundtableが開催され、42に及ぶ団体、国・地域の弁護士会からの代表の参加があった。今年のテーマは、"Breaking New Ground Together"であり、England及びWales、ロシア、マレーシア及び中国の4つの弁護士会の代表によるプレゼンテーションに引き続き、世界各国の法律専門家がいかに協同をしていくか、世界経済の急速な変化から生じるチャンスをいかに収益化していくかについて活発な意見が交わされた。

HKBAとLSHKの共催による昼食後、Department of Justice (DOJ) 見学に参加した。Solicitor GeneralであるWesley Wai-chung Wong氏から、DOJの役割、香港の法制度（一国二制度）や香港仲裁に関して説明があった。香港の仲裁制度に関し、シンガポールとアジアの紛争解決センターを争っているためか、中国本土で裁定が承認執行できること、ICC及びCIETACの支店開設などその優位性が強調されていた。

それから場所をシティホールに移して、開始式が開催され、Chief Justice of the Court of Final AppealであるGeoffrey Ma Tao-li氏、Secretary for JusticeであるRimsky Yuen氏、LSHK会長のStephen Hung氏及びHKBA主席のWinnie Tam氏からそれぞれ、新年度に向けてのスピーチが行われた。ホールでの開始式後は、裁判所主催によるカクテルレセプションが開かれ、法廷用ウィッグをつけた裁判官と交流を持つ機会を得た。

その後、LSHK及びHKBA主催で、Dinner Receptionが開催された。会食においては、台湾の高雄律師公會やLSHKのメンバーがまとまって個別のテーブルに挨拶に回るなど、特定の弁護士会による積極的なアピール活動が目立った。当会においても、このような積極的な方法が前向きに検討されても良いように感じられた。会食の終盤には、各団体の代表者に対し、一人ひとり記念品の贈呈と個別の写真

撮影が行われ、最後には、全体の写真撮影も行われ、法律年度開始式典の締め括りとして、深く印象に刻まれるようなアレンジであった。

12日には、LSHKの会長及び役員と当会香港訪問メンバー全員との間で、会議を行い、今後の友好関係及びLSHKとの共催セミナーについて打合せを行い、次項で説明をするセミナーの開催実施を約束することができた。



左からLSHK会長 Stephen Hung氏、当会渡辺彰敏2015年度副会長及びHKBA主席 Winnie Tam氏

3 ジョイント・セミナー（2016年7月11日）

セミナーにおいては、当委員会の早川吉尚副委員長がモデレーター、そして野村高志委員がコメンテーターを務め、3名のLSHKのスピーカーにより、以下のような内容の講演が行われた。

まず、LSHKの副会長であるMelissa Pang氏により、「Hong Kong's edge as regional head quarters and an outline of the Companies Ordinance」と題する講演が行われた。この講演では、香港に関する基礎的情報、日本との取引概況、香港の特徴（金融センター、仲裁地、輸送の要所等）に加え、香港における会社の設立方法や会社法についても解説がなされ、香港が法的な意味でアジアの「ハブ」となっていると締め括られた。

次に、LSHKの外交に関する常任委員であるDaphne Lo氏により、「Mergers and acquisitions of Chinese companies and withdrawal from China through Hong Kong Companies」と題する講演が行われた。この講演では、中国における自由貿易試験区（FTZ）、2種類の合弁会社（Co-operation Joint Venture / Equity Joint Venture）、制限事業に関するVIE（Variable Interest Entities）構造、中国からの撤退等について解説がされた。最後に、香港も中国の一部であるので、商業に関する法律、規制、政策は常に変動しうることが指摘されたのは印象深かった。

最後に、LSHKの理事であるDenis Brock氏により、「Hong Kong – place for international dispute resolution」と題する講演が行われた。この講演では、香港における裁判制度の概説がなされると共に、訴訟・仲裁・調停という3つの紛争解決方式について解説がされた。特に、仲裁に関しては、仲裁条項のサンプルが示されると共に、シンプルで簡素な条項とすべきことが強調された。

各講演の際には、モデレーターである早川吉尚副委員長及びコメンテーターである野村高志委員が実務での経験談を交えながら適宜解説を行うことで参加者の理解を容易にし、また、各講演後には参加者から積極的に質問がなされ、充実したジョイント・セミナーとなった。



左からLSHK理事Denis Brock氏、LSHK副会長Melissa Pang氏、当委員会早川吉尚副委員長、野村高志委員、LSHK外交に関する常任委員Daphne Lo氏

4 おわりに

当会は、国際委員会が窓口となり、国際法曹団体や外国の弁護士会との交流を継続的に行い、国際レベルにおける当会のプレゼンスを高めるとともに、東京で共同セミナーやレセプションを開催するなどの方法により、当会会員に外国弁護士との交流や外国法に関する情報を得る機会を提供しており、今回のOLYへの参加とLSHKとのジョイント・セミナーの開催もそのような活動の一環である。

企業規模の大小にかかわらず国際取引が増加する中、弁護士の活動領域が一層海外に向けて拡大することはあっても、縮小することは考えにくいように思われる。会員の皆様におかれても、国際的な案件や活動に興味関心がありながら、はじめの一步を踏み出せないという方もおられるのではなかろうか。当会における国際セミナーでは翻訳機の貸出もあり、同時通訳もなされているので、今後開催されるセミナーやその後のレセプションにお気軽にご参加いただき、大きな一步を踏み出す契機としていただけると幸いです。

渋谷パブリック法律事務所による 平成28年度慶應義塾大学及び中央大学合同リーガルクリニックについて

渋谷パブリック法律事務所三田支所長 三澤 英嗣 (48期)

私は、現在、今年7月の常議員会で設置が決まった渋谷パブリック法律事務所（以下「渋谷パブ」という）三田支所の支所長を務めています。この夏に、渋谷パブが行ったリーガルクリニック（以下「クリニック」という）について、ご報告したいと思います。

1 渋谷パブの活動

渋谷パブは、2004年7月に、東京弁護士会が、法科大学院を中核とした新たな法曹養成制度を直接支援するために、國學院大学法科大学院内に設置した3番目の都市型公設事務所です。設置後は、10年以上にわたり、國學院大学、明治学院大学、東海大学、獨協大学の4校の法科大学院生に、渋谷パブが独自に開発したクリニックのカリキュラムを実施してきました。そして、3年前からは、慶應義塾大学法科大学院（以下「慶應」という）及び中央大学法科大学院（以下「中央」という）の学生に、クリニックのショートバージョンを実施してきました。今年度は、新たな試みとして、①慶應、中央両校の法科大学院生の混成チームを作ること、②国際案件のクリニックを実施すること、③最終報告会を午前午後と実施することの3点を加えました。

2 渋谷パブの「クリニック」とは

今さらですが、「クリニック」って、何でしょうか。「リーガルクリニック」という言葉は、実は極めて多義的で、広く臨床法学教育という意味で捉えられることもあり、法科大学院によっては、シミュレーション授業を指したり、あるいは、法律相談立会を指したり、エクスターンシップを意味したりします。渋谷パブの「クリニック」は、これらと異なり、設立以来、学生チーム（学生2、3人）と指導担当弁護士が生々の事件と一緒に取り組み、その中で、学生に、事実認定の問題と学んできた法理論を再認識させ、書面作成などの法技術を学ばせながら、弁護士として活動する際に守ら

なければならない法曹倫理についても検討させる統合的授業です。

渋谷パブのクリニックの特徴ですが、一言で言えば、「教育」を意識した点にあります。すなわち、クリニックは法科大学院での授業の一環ですから、指導担当弁護士の指導の下、チームの学生らは、自分の担当する事件を分析し、当該事件の事実上及び法律上の争点について、体系書や判例等を調査した上で、依頼者のために何ができるのかを、相当な時間、議論します。このときに、学生には、弁護士が正確に言葉と論理を使いこなしていることを実感させ、自らの日頃の学習でも正確な議論ができるよう意識させます。

また、渋谷パブの各指導担当弁護士は、あらかじめ、学生へ付与するクリニック対象事件で、どのような教育目標を達成するのかを弁護士会議で提示し、検討します。渋谷パブでは、常にクリニック教育の質を落とさない工夫と努力をしています。

3 今年度の慶應・中央クリニック

今年度の両校へのクリニックは、6月に各学生向けに説明会を行い、受講生（慶應14人、中央15人）を確定しました。中央の学生からは34人もの応募があり、半分以上の学生の希望を、残念ながら実現できませんでした。

(1) ガイダンス

8月3日、慶應及び中央の学生総勢29人と、渋谷パブの弁護士7人と国際案件担当の芝池俊輝弁護士（東京パブリック）との合計8人の弁護士で、クリニック開始に当たってのガイダンスを実施しました。

渋谷パブのガイダンスでは、単なる事務的な説明ではなく、クリニック受講にあたっての学習目標の意識付けと、法科大学院生が生々の事件に関わる際の彼らの法的地位及び守秘義務の説明を双方向授業の形で実施しています。

そして、ガイダンス終了後、学生29人を、刑事2チーム、行政1チーム、民事5チーム、さらに国際2チームの合計10チームに分けました。

(2) チームごとの活動

翌日からは、チームごとに活動が始まりました。私のチームは、慶應中央の混成チームで、対象事件は請負代金請求事件でした。学生は、授業初回は事件記録を読み、2回目までに当該事件に関するレポートを作成しました。2回目には、各自が作成した前記レポートを基に、想定される争点について、判例等を踏まえながら議論をしました。そして、3回目の依頼者との打合せに備え、各自、依頼者への質問事項を作成しました。3回目は、その質問事項を前提に依頼者との打合せを行い、4回目は、弁論準備手続に同席しました。その後は、最終報告会でのプレゼンに向けての準備を行いました。

(3) 9月17日最終報告会

渋谷パブのクリニック最大の山場が、最終報告会です。各チームが自分たちの活動を、事件の説明とともに報告します。例年は、土曜日の午後から5チームが、20分の報告と20分の質疑応答をしていたのですが、今年度は、慶應中央合同クリニックとなり、しかも、全チームに報告を求めましたので、各チームとも報告及び質疑応答を各15分ずつとし、午前10時から開始しました。

各チームの取り扱った事件は、請負代金請求や交通事故、共有物分割や下水道管設置、退去強制命令や外国人の

決済時のトラブル、被疑者弁護事件等様々でした。

各チームとも、ポイントを押さえて時間内に説明をし、それに対する学生や弁護士、法科大学院教員らの質問にも、的確に対応していました。中には、カラオケボックスで、プレゼンの練習をしたチームもあったようです。

報告内容も比較的良質なものでした。刑事チームは、身柄の解放を目指して、準抗告を申し立てますが、公務執行妨害罪・傷害罪で逮捕勾留されたケースでは、監視カメラの映像等について証拠保全の申立てもしました。ところが、裁判官が検察官へ事実上証拠確保を要求したため、学生から、「保全」の密行性は守られるのかとの疑問が出されるなど、実務への批判的視点もありました。

10チームの報告が全て終了した後、会場にいらした三林宏明治大学法科大学院長を始め、両校の教員及び当会の弁護士から講評をしていただきました。

その後、懇親会に突入し、慶應中央入り乱れて、この夏の活動を慰労し合いました。現時点ではクリニックが単位にならない科目であるにもかかわらず、学生はとても真摯に事件に向き合っており、彼らの今後がとても楽しみになりました。

4 最後に

今回初めての慶應中央の合同リーガルクリニックがスムーズに進んだのは、慶應の片山直也法務研究科委員長、本郷亮教授、中央の小木曾綾法務研究科長、山田八千子教授をはじめ、両校の職員の方々のご協力あってのことだと思います。心より感謝申し上げます。



最終報告会の様子

備える

予期せぬ禍に見舞われた時、人は何事もない平穏な日々の幸せを思う。何事もない平穏な日々の中、人は禍を思い描かない。備えは、意識的に重い腰を上げなければなかなか進まないものである。現在は、様々な問題について来るべき日に備える毎日であるが、これも副会長の業務を担っているからこそである。せっかくの機会なので、主担当業務である災害と苦情についての備えについて書いてみる。

災害に備える

30年以内に巨大地震が東京都を襲う確率は70パーセント以上だそうである。震災は、漠然とした不安対象ではなく、確率論的に発生が見込まれる危機管理対象と捉えなければならない。熊本地震では、震度7の揺れが2回も襲った。阪神淡路大震災は、壊滅的な打撃を受けた大都市の姿が強烈な印象を与えた。東日本大震災は、大きな揺れが津波と放射能が伴って甚大な被害をもたらした。このとき、私は会派の活動で秋田の法テラスを訪問しており、ホテルの廊下で一緒にいた市川充会員と、互いに最後に見るのがこの顔かもしれないと思った。

震災対応については、東京弁護士会内でも日々話題が途切れることがない。安否確認テストの準備や防災訓練の実施はもとより、震災電話相談や住宅紛争委員の現地派遣など、委員会活動は着々と進んだ。一方、震災で弁護士会のOAがサーバーの物理的損傷等の被害が生じた場合に備えるとしてどのような対策が必要なのか、その対策を実施するためにはどれくらいの費用がかかるのか、いわゆるクラウド化というのは本当に有用なのか。そのような足元のことを振り返ってみたとき、

副会長 鍛冶 良明 (44期)

主な担当業務

災害対策, 市民窓口, 紛議調停, 会員サポート窓口, 非弁取締, 非弁提携対策, 業務妨害対策, 夏期合同研究, 住宅紛争審査会, 公益通報者保護



課題はまだ山積であることが判明した。東京弁護士会ではいったん足を止めて防災に関して振り返ってもらう機会を作ることとした。

今般、災害基金の創設が常議員会で承認されたが、これに積むための2億円の一般予算の繰入については実現すべく対応中である。震災時等における迅速かつ柔軟な財政的緊急出動を目指しているが、多額の資産を固定化すること、災害による被害と対応を正確にシミュレーションすることが相当に難しいこと、従って基金からの支出の規律も相当に難しいこと等、課題は多い。早急な基金の積み立てに向けて、できる限りのことはしなければならないと考えている。

苦情に備える

市民窓口は、毎日13時から15時まで、2名の相談担当員が待機して電話対応をすることになっている。しかし、2名では対応しきれないときには、対応可能な副会長が相談を受け付けることになっている。今日は時間に余裕があるな、などと考えていると相談が回ってくるが多い。これには備えようがない。

備えるべきは、自分が苦情の対象とならないことである。言いがかりや弁護士業務に対する誤解の電話も少なくないので、避けようのない苦情もあるが、避けられる苦情も多い。一番の対策は、依頼者に対する小まめな打ち合わせと報告だろう。もし、折り返しの連絡を取る体制がとれない、あるいは業務における最低限の活動を行う気力が湧かない、ということであれば、かなり深刻な状況と考えたほうがいいと思われる。こんなときは、弁護士会のメンタルヘルスなども含めた会員サポートなどに相談してほしい。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第62回

東京三会共催 人権大会プレシンポジウム

ワイマール憲法史及び安全保障法制と特定秘密保護法

憲法問題対策センター事務局長 菅 芳郎 (45期)

1 はじめに

安保関連法の成立した「9.19」から満1年を迎えようとする9月16日、弁護士会館クレオにおいて、10月6日から福井市で開催される日弁連人権擁護大会に向けた東京三会共催のプレシンポジウムが開催された。

このような時期に開催されたことと、テーマが、ワイマール憲法下のドイツの歴史及び安全保障法制と特定秘密保護法であったこともあってか、シンポ準備担当者の予想をはるかに上回る約400名の来場者で、クレオは、階段席までかなり混みあう大入りであった。

2 第1部

2部構成のシンポジウムの前半は、東京大学教授の石田勇治さんによる、ドイツにおけるワイマール憲法史であり、当時世界で最も進んでいたとされるワイマール憲法が、次第にその効力を失っていった過程を詳細に説明された。弁護士のシンポのテーマは、とすれば、法解釈論に偏りがちであるが、今回の歴史から学ぶというテーマは、非常に新鮮であり、興味深いものであった。

総理大臣経験者が、「ワイマール憲法もいつの間にかナチス*憲法に変わっていた。あの手口を学んだらどうか」と発言したことも象徴的なエピソードであるが、実際、今日の我が国の憲法をめぐる状況が、ナチ*が政権を掌握する前のドイツの状況と酷似していると指摘する声もある。このような中で、憲法を取り巻く政治社会の現実に注意深くあらねばならないことを認識させられた点で、非常に示唆に富むものであった（なお、元総理のこの発言は、それ自体が政治家の発言として見識を疑わざるを得ないものであることは当然であるが、ワイマール憲法がナチス憲法になったという事実はない。ワイマール憲法は、その効力を失いつつも存在し続けていたのであり、ナチは、「全権委任法」によって、憲法を上回る効力を持つ法律を乱発したのである）。

歴史的過程の中でも、自党に有利な戦略として選択した妥協が、全く意図しない展開（ナチの党勢拡大）につながった経緯は、愚かな党利党略として政党関係者にもぜひ学んでほしい点であったし、大衆を愚民化して統制するナチのプロパガンダが極めて強い力を発揮

した点などは、我々も意識して警戒しなければならないと認識させられた。

3 第2部

後半は、当会の伊井和彦会員（東京弁護士会憲法問題対策センター委員長代行）をコーディネーターとし、基調講演の石田教授に加えて、元内閣官房副長官補として自衛隊のイラク派遣の実務を担当された柳澤協二さんと、特定秘密保護法をめぐる活動されている特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長の三木由希子さん、そして、最近、「日本会議の正体」などの著作でも知られているジャーナリストの青木理さんをパネリストとして、安全保障法制と特定秘密保護法をテーマとするパネルディスカッションが行われた。

各パネリストの発言は、それぞれの分野から具体的に踏み込んだものであり、特に自衛隊のPKO スーダン派遣をめぐる青木さんから「派遣された自衛隊員に一人でも死者が出たらどうなるか」という問題提起をめぐる各パネリストの真剣な議論は、実に聴きごたえのあるものであった。予想されたことではあるが、やはり、このような短い時間には到底おさまりに切らない濃密な討論となり、少なくとも、もう1時間はほしかったというのが正直な思いであった。

4 終わりに

最後の各パネリストの言葉も、それぞれ印象的であり、「これからの若い世代の方々が考えるために少しでも役に立てればと思い、残る人生できちんと伝えていきたい」（柳澤さん）、「これからも、秘密保護法制については、しっかりと批判していきたい」（青木さん）、「秘密保護法制の問題点、特に秘密指定に対する早期の検証が、侵害された人権の回復や政策判断の誤りの是正のためには不可欠である」（三木さん）、「ドイツにおいて守れなかった憲法の優位を大切にしなければならない」（石田さん）、というメッセージは、それぞれの分野における各パネリストの日頃の真摯な活動と熱意が伝わるものであった。

*元総理の発言では『ナチス』が用いられ、シンポでは『ナチ』が用いられていた関係で、用語の不統一があることをご理解下さい。

弁護士法23条の2に基づく弁護士会照会に関するお知らせ ～三井住友銀行本店への全店照会 運用開始のご案内～

東京弁護士会調査室

1 はじめに

この度、当会は三井住友銀行と協定を締結し、三井住友銀行の本店宛に受任事件の相手方である債務者への強制執行を目的とする弁護士会照会（以下「全店照会」といいます）を行うことにより、全国の本支店の預金口座の情報（口座の有無、支店名、口座番号、残高等）の回答が得られることとなりました。

近年、三井住友銀行は、同行と協定を締結した一部の弁護士会からの全店照会については一定の条件の下で回答に応じるようになりました。これを受け、当会においても、同様の協定を締結するか否かについて、会員の利益、他の金融機関との関係、弁護士会照会のあり方といった点から慎重に検討しておりましたが、会員の皆様からの導入に積極的なご意見を踏まえ、この度、協定を締結するに至りました。この運用は、本年10月より開始されております。

以下では、本件照会を行うにあたり必要とされる書式や費用等についてご説明いたします。

2 三井住友銀行への全店照会の方法

三井住友銀行に対する全店照会の条件・方法は次の通りです。

(1) 対象事件

債権差押命令申立事件

照会申出書の受任事件欄は、「事件番号：準備中」「事件名：債権差押命令申立事件」と記載してください。

なお、後記の通り、債務名義の存在を前提とするため、保全事件は本協定の対象外です。また、相続事件や財産分与事件に関する取引履歴の開示等も本協定の対象外ですので、従前と同様の方法で申出をしてください。詳細については弁護士会照会制度【第5版】及び会員サイトをご覧ください。

(2) 必要となる債務名義

全店照会は、三井住友銀行との協定上、申出人（債権者）が債務名義を取得していることを前提としています。全店照会を行うにあたり必要となる債務名義は、確定判決、仮執行宣言付判決、確定審判、仮執行宣言付損害賠償命令、仮執行宣言付支払督促、和解調書、請求認諾調書、調停調書など民事執行法22条に規定するものです（判決等の確定の有無は問いません）。ただし、同法22条のうち5号の執行証書は本協定の対象外ですので、ご注意ください。

(3) 回答対象

① 預金口座の有無

② 預金口座が有る場合には、本支店名、口座科目、預金残高（回答日時点）

※ 取引履歴は対象外です。

(4) 照会先

名称：株式会社 三井住友銀行 本店 法務部

住所：〒100-0005 千代田区丸の内1-1-2

電話：03-3282-1111（代表）

(5) 必要書類

以下の必要書類を、当会会員課照会請求係へ窓口または郵送にて、ご提出ください。

① 照会申出書・照会事項書（会所定書式）	3部
② 【別紙1】債務名義の表示（三井住友銀行所定書式）	3部
③ 【別紙2】調査対象者に関する情報（三井住友銀行所定書式）	3部
④ 債務名義の写し（当会審査用）	1部
⑤ 三井住友銀行宛照会専用受付票（会所定書式）	1部

※照会事項は、【別紙1】に記載されているものに限られるため、照会事項を加えることは控えてください。回答が拒否されるおそれがあります。

※各書式および書き方は、弁護士会ホームページ（書式ページ）でご案内していますので、併せてご確認ください。

(6) 別紙2作成の際の注意事項

① 【別紙2】は、三井住友銀行が対象者を特定するための資料であり、漢字・カナ表記、生年月日（個人のみ）、住所が一致した対象者のみを回答する運用になっています。そのため、個人の場合の旧姓、法人の場合の商号変更・合併等名称が変更した場合、住所変更があった場合は、考え得る組合せを記載してください。

記載は、組合せごとに1行ずつ行ってください。1枚当たり5通りまでの記載となっており、6通り以上の組合せを記載する場合には新しい用紙に記載してください。

② 【別紙2】は、債務名義の債務者ごとに作成する必要がありますので、同一の用紙に、複数の債務者の特定情報を記載することはできません。対象の債務者が2人以上いる場合は【別紙2】を人数分作成してください。

③ 【別紙2】に同一の債務者について複数の氏名、社名、住所情報を記載する場合には、同一性の確認のため、根拠となる疎明資料（戸籍、住民票、会社の登記簿等）を審査用に提出してください。

④ 【別紙2】を複数枚使用した場合、三井住友銀行の手数料は、3,240円×【別紙2】の枚数になります（債務者1名について複数枚使用する場合も同様）。

(7) 費用

本協定に基づく照会請求では、通常の手数料・郵券代のほか、【別紙2】用紙1枚につき、三井住友銀行の手数料3,240円（税込）が必要になります。

【例：別紙2が1枚の場合】

通常の手数料	7,560円
郵券代	784円
三井住友銀行手数料	3,240円
合計	11,584円

【別紙1】債務名義の表示

(別紙1)

申し出の理由
依頼者（債権者）は、相手方（債務者）に対し債権を有しており、下記債務名義を取得している。
依頼者は相手方に対し債権差押命令申立を行う予定であるが、差押の対象となる相手方名義の預金の有無及び残高が不明であることから、それらを特定するため本照会に及んだ。

(債務名義の表示)

①債務名義
確定判決 仮執行宣言付判決 確定審判
仮執行宣言付損害賠償命令 仮執行宣言付支払督促
和解調書 請求認諾調書 調停調書
その他（ ） ←※執行認諾公正証書は不可

②事件番号
_____ 地方 家庭 簡易 高等 裁判所
最高裁判所
平成 年（ ） 第 号 _____ 事件

③債権者
住 所：
氏名・法人名：

④債務者
別紙「調査対象者に関する情報」記載のとおり

照会事項
上記債務者の預金口座の有無、預金口座を有している場合はその支店名、口座科目、及び各科目毎の回答日現在の預金残高をご回答下さい。
以 上

記入漏れのないようご注意ください。
記入漏れがある場合には、回答が得られない場合があります。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第46回 大阪高裁平成27年9月29日判決(ANA大阪空港事件)

〔原審:大阪地裁平成26年9月19日判決〕

労働法制特別委員会幹事 結城 優 (68期)



1 事案の概要

本件は、昭和55年当時に退職功労金の支給基準(以下「昭和55年基準」という)を内規として定めていたY社を退職した元従業員等Xらが、昭和55年基準は就業規則と一体のものとして労働契約の内容となっていたもので、昭和55年基準が改廃された平成12年までは支給基準を満たし退職功労金が既得の権利として発生していたと主張して、Y社に対し、退職功労金および遅延損害金の支払を求めた事案である。一審はXらの請求を全部棄却した。

Y社の退職金規程には、「在籍中に特に功労があった者」に対しては退職功労金を加算することが規定されていたところ、昭和55年基準(在職20年以上で在籍中10年皆勤賞を取得した者につき、1年につき2万5000円)については、Y社が昭和55年に労働組合に交付した「退職功労金について」と題する書面(以下「昭和55年書面」という)において、「退職功労金について、次の基準から判断し、内規として取扱うことを連絡致します」等の記載があった。

その後、平成12年にY社は昭和55年基準を改訂し(平成12年内規)、平成13年には同様の内容で退職金規程も改訂した。さらに、平成20年、Y社は退職功労金条項を削除した労働協約を労働組合との間で締結し、退職金規程についても退職功労金条項を削除する改訂をした。

2 本件の争点

退職功労金の権利性(①昭和55年基準は就業規則の一部か、②労使慣行の成否)

3 本判決

本判決は、退職功労金の権利性を否定し、その余の争点について判断するまでもなく、結論として控訴人らの控訴を棄却した。

(1) 昭和55年基準は就業規則の一部か

本判決は、昭和55年基準は一般的な就業規則の形式とは体裁が明らかに異なっていること、就業規則を作成又は変更するに当たって法律上要求されている行政官庁への届出(労基法89条)や労働者の過半数で組織する組合又は労働者の過半数を代表する者に対する意見聴取(同法90条)が行われていないこと、昭和55年書面には「内規として取扱うことを連絡致します」と記載されている等Y社が昭和55年基準を「内規」として位置づけていることが明らかであること、昭和55年基準は労使の合意として書面が作成されていないこと等の事情を挙げた上で、昭和55年基準自体は就業規則の一部ではなく、Y社は労働契約の内容とする意思もなかったことが明らかであるとし、「昭和55年基準は被控訴人と被控訴人の従業員との間の労働契約の内容として被控訴人を拘束するものではないというべきである」と結論付けている。

(2) 労使慣行の成否

昭和55年基準が労使慣行になっていたか否かについては、一審において、Xらは労使慣行に基づく効力は主張しないとしていたことから、本判決は、「時機に後れた攻撃防御方法であるとも考えられる」と一言述べた上で、「被控訴人は昭和55年基準に従って退職功労金を労働契約の内容とする意思を有していなかったのであるから、昭和55年基準が労使双方の規範意識に支えられるものとして労働慣行となっていたと認めることもできない」と結論付けている。

4 本判決の検討

本判決の特徴は、退職功労金支給基準を具体的に定めた昭和55年基準は、Y社が就業規則とする意思をもって定めたものではないとし、XらとY社との間の労働契約の内容とはならないと判断した点にあるが、賛否両論が予想される。

本判決は、昭和55年基準が一般的な就業規則とは形式・体裁が異なる点や法定の届出・意見聴取の手続きがとられていなかった点を考慮しているところ、労働契約法7条が制定された現在、届出・意見聴取を欠いた就業規則であっても、内容が合理的であり、かつ、労働者に実質的に周知されていれば、労働契約の内容となるとするのが通説的な見解である（東京大学労働法研究会「注釈労働基準法下巻」1027頁以下（有斐閣））。コクヨショップ制解雇事件・大阪高裁昭和41年1月20日判決（労判16号6頁）は、届出を怠れば労基法上の罰則の適用を受けるが、届出手続の履践は作成または変更にかかる就業規則の

効力発生要件をなすものではなく、周知がなされていれば効力を生じるとしており、また、T社（債権差押命令抗告）事件・東京高裁平成19年10月9日決定（労判959号173頁）は、ミーティング配布資料に記載の退職金支給基準が就業規則の内容となると判断している。他方、学校法人大阪経済法律学園事件・大阪地裁平成20年11月20日判決（労判981号124頁）は、行政官庁へ届出がなされなかったことを理由に給与体系表を就業規則の一部と認めることはできないとしており、本判決と同様の考え方がなされている。

次に、本判決は、Y社が昭和55年基準について「内規」と明示したことで、就業規則とする意思をもって定めたものではないことを有力な根拠としているが、使用者の意思・意向によって就業規則に該当するか否かの結論が左右されてしまうことへの異論が予想される。特に、本件のような退職金に関する定めについては、使用者は、その具体的な内容を就業規則に明記することが労基法89条3号の2で義務付けられているから、就業規則には抽象的な規定しかなく、内規を参照して初めてその具体的な内容が明らかとなるような場合は、使用者の意思に関係なく、当該内規は就業規則の一部と見なすしかなく、使用者の一方的な意思による「内規」の変更は、就業規則の不利益変更の問題になると思われる。

実務上、賞与や退職金が労働契約の内容となっているのか、使用者の裁量（恩恵）によるものなのかははっきりしないままに支給されるケースは少なくなく、紛争回避のためには、就業規則や個々の労働契約でこの点を明確にしておくことが求められる。

東と弁往來

第48回 東京きぼう法律事務所 ↔ 柏崎きぼう法律事務所

所開所記念パー



柏崎きぼう法律事務所の開所式にて

柏崎きぼう法律事務所
(新潟県柏崎市)

東京きぼう法律事務所
(東京都豊島区)

会員 山本 悠一 (63期)

2010年12月～2012年1月 東京弁護士会会員 (東京きぼう法律事務所)

2012年2月～2014年7月 新潟県弁護士会会員 (弁護士法人きぼう支所 柏崎きぼう法律事務所)

2014年7月～ 東京弁護士会会員 (東京きぼう法律事務所)

1. はじめに

私は、2010年12月に東京弁護士会に弁護士登録した後、東京きぼう法律事務所における約1年間の養成を経て、2012年2月、新潟県柏崎市に「弁護士法人きぼう支所 柏崎きぼう法律事務所」を開設し、その後2014年7月まで同地に赴任していました。

2014年7月以降は、私の後に赴任した長田悠希弁護士(同じく東京弁護士会に登録し、東京きぼう法律事務所にて養成を受ける)に事務所を引き継ぎました。現在は、弁護士法人きぼうから独立して「柏崎きぼう法律事務所」として継続しており、その活動については、LIBRA2015年11月号「東弁往來」にて、長田悠希弁護士が詳細に報告しています。

そこで、今回は私から、柏崎での事務所開設直後の活動や司法過疎地から東京弁護士会に戻ってきた後の弁護士活動について、報告します。

2. 柏崎きぼう法律事務所開設直後の活動例

私が赴任した柏崎市では、すでに若手弁護士1名が事務所を開設していましたが、まだまだ地域の法的ニーズには十分に答えきれていない実情がありました。そのため、柏崎きぼう法律事務所の開設に際しては、それら地域の法的ニーズを汲み取りながら、諸々の活動を進めて行くことが求められていました。

このような状況の下で、私は、まずは地域の方々に法律事務所の存在を知ってもらい、また気軽に利用できる事務所であることを知ってもらうために、地域の方々が悩みを抱えたときにまず駆け込む市役所、社

会福祉協議会、地域包括支援センター、地域生活支援センター、町内会(コミュニティセンター)、商工会議所等に挨拶に行きました。挨拶には、事務所紹介のチラシ等を持参して、これまで自分がどのような活動をしてきたのか、当地でどのような活動をしたいと思っているのかを中心に、柏崎きぼう法律事務所が、地域の方々が気軽に利用できる事務所であること、困ったことや悩んでいることがあれば、いつでも相談に来てほしいことを説明させていただきました。

実際に各関係機関に挨拶に行った際に感じたこととして、法律事務所を利用することについて心理的ハードルが非常に高いことが分かりましたので、まず、この心理的ハードルを解消しないといけないと感じました。

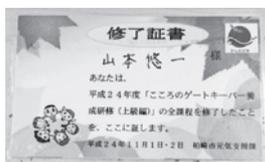
そこで私は、地域の方々が法律相談等で事務所を訪れた際に、時間があれば、昼半昼ほどの大きさの「地図」を用意して、その方がお住まいの場所や、これまで生活してきた場所を地図上で指さして教えていただき、「この場所はこういう歴史がある」「ここにはおい



柏崎きぼう法律事務所 受付

しいお店がある」などの情報を教えていただき、休日等実際に現場に行ってみました（事件現場の検証も兼ねて）。皆さん、自分達が生まれ、暮らしてきた地域のことを語られる場面では、とても生き生きとされ、外から入ってきた新参者の私にも非常に丁寧に説明して下さいました。私の中では、こうした取り組みを一つ一つ経る中で、少しずつ地域に溶け込んで行けたのだと考えています。

他方で、新潟県は、47都道府県の中でも自殺率が非常に高い地域です。私は、業務外の時間で、柏崎市福祉保健部元気支援課が主催する「こころのゲートキーパー研修」に何度も参加し、市内で自殺対策に携わっている方々と知り合いになりました。同研修は、市民が有志で参加しているものですが、私のような若い(?)男性が研修に参加してきたのが珍しかったようで、研修終了後に職員さんから声をかけていただき（そして懇親会にも誘っていただき）、その中で、市内に法律事務所を開設して活動していること、今後も一緒に活動していけたらいいなと考えていることを熱っぽく説明させていただきました。



その後は、同研修で知り合った方々とケース会議や事例検討会を開いたりしてさらに親交を深めました。また、「自殺対策」という枠からさらに広がって、新潟県地域振興局健康福祉部（柏崎保健所）の方々とともに、年に2回「こころとくらしの総合相談会」を開催するようになりました。この相談会は、2012年度から柏崎・刈羽地域においてスタートしたもので、ハローワーク柏崎や柏崎市元気支援課、刈羽村福祉保健課、柏崎保健所等が参加して、借金や金銭面での不安、仕事が見つからない、眠れないといった悩みに関して、弁護士や福祉関係者がワンストップで対応する相談会です。これ以外にも、実際に事務所に相談依頼があった際に、自殺念慮が極めて強い方がいらっしゃった場合には、相談者ご本人の同意を得た上で、同研修や相談会で知り合った関係者の方々に私から直接連絡を取り、自宅への保健師訪問、日々の家計管理等のご協力をいただいて、複数人体制で、自殺防止のチーム対応をすることもありました。

他方で、新潟県弁護士会の会務では、主に人権擁護委員会に所属し、自殺対策に取り組みました。新

潟県弁護士会人権擁護委員会では、「HRP（ヒューマンライツプロジェクト）」との名称で、多重困難を抱えた方々に対する総合的な支援活動を行っており、私も、同委員会ではHRP活動に取り組みながら、同時に、私のホームグラウンドである柏崎地域では「柏崎版HRP」と銘打って、独自に活動範囲を広げて行きました。

3. 東京弁護士会に戻ってからの活動

2014年7月に東京弁護士会に登録を戻した後も、その後半年程度は、月に1回程度は柏崎に行き、柏崎で残った事件の打合せや市の公職等を続けていました。

2015年度からようやく東京での活動に本腰を入れられる状況になったため、私は、新潟県弁護士会が始めたHRP等を中心とする人権擁護活動を東京でも継続するとともに、刑務所・拘置所等に収容されている方々からの人権救済申立についても取り組みたいとの思いから、東弁の人権救済調査室嘱託に応募し、現在は同嘱託として、東弁に寄せられる人権救済申立事件の調査・検討等を行っています。

また、多重困難を抱えた方々への支援という点では、2015年度から各地でスタートした「生活困窮者自立支援事業」について、練馬区生活サポートセンター運営委員として、現場の職員さんらと一緒に、生活に困窮する方の自立に向けた相談支援事業や地域のネットワーク構築等の検討を重ねています。

4. 最後に

このように、司法過疎地での数年間の活動は、赴任期間の後も、場所や形を変えて継続的に取り組むことが可能であり（そして、さらにその活動を発展させることも可能であり）、これから司法過疎地に赴任する方々も、是非、このような視点を持って赴任期間を過ごしていただければと思います。

私が司法過疎地に赴任し、その後、東京に戻ってきた後も、様々な経験をさせていただいているのは、柏崎地域の方々、東京弁護士会及び新潟県弁護士会の弁護士の方々をはじめ、たくさんの方々が温かく見守って下さったからであると強く感じています。

これまでお世話になった方々にはこの場を借りて御礼申し上げます。

私の座右の銘である「一隅を照らす」活動を、引き続き頑張っていきたいと思っています。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

38期(1984/昭和59年)

今に生きるあの日々のこと



会員 小林 明彦 (38期)

本郷三丁目から春日通りを東に下ると、湯島天神下から坂が上がってきた友人たちと司法研修所正門前で合流する。門から長い並木道のアプローチを歩きながら、前日の自宅起案の話などにあちこちで花が咲いているというのが授業日の朝の景色であった。さすがに岩崎邸は広いなと思っていたが、あれが岩崎邸の裏門だったと知ったのは数年後のことである。

前期修習開始後まもなく、「会食」というものがあり、教官を囲んで弁当を食べながら「入所しての感想を述べよ」と言われたので、私は「毎朝決まった時刻に起きて家を出るのが辛い」と言ったのだが、教官の目が点になっていたような気がする。率直な感想を言えと言われたのでそのまま述べただけなのだが、今にして思えば学生気分抜けの抜けないアマチュアだったと汗顔の至り。

前期の民裁の授業で、「免除の意思表示と免除合意は別物か、それとも『a+b』か?」という話があった。法律要件を極限まで絞り込んでいく“削ぎ落とし”の思考との出会いであった。いま私は、この“削ぎ落とし”と、説得的な重ね塗りをする“肉付け”とが法曹の思考の両輪ではないかと思っているのだが、これがその原点である。

東京での実務修習は刑裁から。「不法所持拳銃の没収に第三者所有物没収手続は必要か?」という点が話題となった。法禁物なのだから第三者没収手続は不要ではないかという意見に対し、「その法禁物かどうかを争う機会を与えるのがこの手続なのだ」と言われた部長判事の言葉に、目から鱗の想いがした。裁判官室での雑談に過ぎなかったのだが、刑事手続とは縁遠くなって

しまった今でも、民事執行手続等でのデュープロセスを考える際のバックボーンとなっている。

最後の検察では、取調修習での補充捜査として自ら新聞社に電話し事実確認したことがあった。指導検事から自分の名前で電話聴取書を作成せよと言われたのでそのようにしたら、後日法廷でそれが証拠請求された。作成者として自分の名前が読み上げられたときは傍聴席で心臓がバクバクしたのが懐かしい。

アマチュアから少しずつ社会の一隅でのプレイヤーへ向かおうとする可塑のころである。弁護修習を始めこの時期を支えてくれた多くの方々の有難みを心底実感するのはもう少し後のことになるが、成長を共にしてきた同期の友人たちとは、今でも裁判所などで顔を合わせるたびにホッとする。

実務修習の東京2班16名では、実務修習の終わりに、今後も親交を深めようと会を作って名前を付けることになったのだが、なかなか良い名前が浮かばず、いつもみんなでその名前を考えていたことから、「名考会」と名付けることにした。語感がよいこともあってすっかり定着しているが、ここしばらく集まりがない。次の幹事は私らしい。

クラス会は、38期4組であることから「さんばしの会」と名付けられた。榎橋は、大海原に航海に向かう出発点であると同時に、帰ってきて翼を休める場所でもある。今でも毎年クラス旅行を実施しており、このLIBRAが発刊されるころには金沢で今年の旅行会が開かれる。些か弱ってきた翼を休めつつ、命名の由来など、もう一度よく訊いてみたいと思っている。



会員 結城 優

弁護士1年目を振り返る

1 はじめに

弁護修習のとき、指導担当弁護士が、「1年目にやった事件というのは20年経っても忘れないものだ」というようなことをおっしゃっていたのをよく覚えている。当時は「そんなもんかな」くらいにしか思っていなかったが、今は、今年担当した案件は一生忘れることはないだろうという確信めいた予感がしている。本稿では、その弁護士1年目の活動を振り返ってみたいと思う。

2 所属事務所での活動

私の所属している事務所は、労働事件を専門的に取り扱っているが、業界では珍しく労働者側・使用者側双方の相談・事件を受けている。私はもともと労働法分野には関心が高かったため、労働事件、しかも労働者側・使用者側の双方を経験できる今の環境にとっても感謝している。顧問先からの労働相談は毎日のように受けるし、労働審判や団体交渉も経験させていただいた。

また、労働以外の分野の事件についても少なからず取り扱っている。本稿執筆現在、弁護士登録から9ヶ月程度であるが、建物明渡や貸金返還から始まり、遺留分減殺、特定調停、交通事故、取消訴訟、組織再編、刑事事件等、幅広い分野の案件に取り組んでいる。

最近、事務所に修習生やエクスターン生が研修に来ており、彼らと話をしていると、自らの修習時代・ロースクール時代を思い出すことが多い。私もつい最近までロースクール生・修習生だったはずなのだが、なんだか遠い過去のような気がすることもあり、弁護士になったのだなあ実感する。

3 労働法制特別委員会の活動

私は、現在、労働法制特別委員会に所属している。

同委員会には複数の部会が存在し、私は判例研究部会に所属している。先日、その判例研究部会で、とある裁判例の発表担当を務めさせていただいた。第一線でご活躍されている弁護士の方々と、判決文の内容や今後の労働法制のあり方に至るまでを議論をすることができ、大変刺激的な時間であった。実は、同裁判例の紹介・解説についても、今月号のLIBRAに掲載されているはずなので、「近時の労働判例」もご覧いただければ幸いである（宣伝）。

4 休日の活動

平日が仕事で忙しいと、週末はつつい家でのんびりとしたくなるのだが、最近はなるべく外に出るようにしている。修習時代から始めたゴルフは、最近は毎週末に明治神宮外苑のゴルフ練習場へ打ちっ放しに通っているものの、なかなか上達の兆しが見えていない。やはりレッスンに通うべきだろうかというのが最近の悩みである。

ゴルフ以外では、最近は「SUITS/スーツ」という海外ドラマに夢中である。「SUITS/スーツ」の舞台はアメリカの大手法律事務所、敏腕パートナー弁護士のハーヴィとその直属アソシエイトであるマイクが様々な事件に挑んでゆくというものである。これを読んで初めて知ったという方、ちょっと気になっていたという方、是非これを機にチェックしてみてほしい。

5 むすびに

クラス別研修の担任から話を受けて、気軽に執筆に手を挙げたりリレーエッセイであったが、書き出してみると、意外に何を書こうかと悩むもので、思案しているうちに原稿〆切日となってしまった。準備書面はもう少し余裕をもって取り掛かるようにしたい。

『芸術起業論』

村上隆 著 幻冬舎 1,600円(本体)

いま、世界で、芸術する

会員 出山 剛 (66期)



1 五百羅漢図展

先日、六本木の森美術館を訪問し、本書の著者である芸術家の村上隆氏による「村上隆の五百羅漢図展」を見学してきた。そして、企画展のタイトルにもなっている「五百羅漢図」に圧倒されてしまった。全長100mに及ぶスケールの大きさ、おびただしい数の表情豊かな羅漢たち、ユーモラスかつカラフルな動物ないし神…。圧倒されたまま、ついお土産に絵巻物を買ってしまった次第である。

2 村上隆氏という芸術家

村上隆氏は、現代日本を代表する芸術家であり、日本のアニメやオタク文化をベースとしたポップな作品を得意としている。同氏は国内外で高い評価を得ており、フィギュアが1体1億円で落札される等、同氏の作品は高額で取引されている。その名前を聞いたことのない方でも、若い女性がカラフルな柄をしたルイ・ヴィトンのバッグを持ち歩いている姿を目撃したことがあるのではなかろうか。そのデザインをしているのも同氏である。

私が村上隆氏を知ったのは、図書館で司法試験の勉強をしていた際、勉強の合間に本書を手にとったことによる。本書の表紙には、同氏の顔がアップで掲載されており、なにやら「面白そうな雰囲気」が醸し出されていたのだ。そして、実際に本書は面白く、勉強そっちのけで一気読みしてしまった。

3 本書の内容

村上隆氏は、本書にて、自身の半生を振り返りながら、これまで日本の美術界においてタブー視されていた事柄に対し、気持ちいいくらい颯爽と切り込んでいく。

例えば、同氏は、芸術には金がかかることを正面から認め、芸術家も商売人であると述べ、金銭による芸術

の評価をむしろ万人に分かる価値基準として肯定する。当時、私は、金銭は卑しいものであり芸術と切り離すべしというドグマに犯されていたので、頭を殴られたかのような強い衝撃を受けた。

また、同氏は、芸術の歴史と業界の構造を徹底的に勉強し、現代の欧米の芸術の不文律に「作品を通して世界芸術史での文脈を作ること」があることを見抜いて実践し、「ピカソやウォーホール程度の芸術家の見た風景ならわかる」とまで豪語している。私は、本書を読むまでは、美術館でピカソを見ても意味不明という感想を抱くだけだったが、本書を読んだからは現代アートを楽しむことができるようになった（それでも意味不明なことが多いが）。

4 弁護士になって思うこと

私は、現在弁護士3年目を迎えており、おもに不動産や相続といった一般民事の事件に取り組んでいる（芸術に関する事件はほとんどなく、1件だけ高額な絵を購入してしまった方の破産を申し立てたぐらい）。代理人として法的主張を展開して依頼者を支えるという弁護士の業務にやりがいを感じており、一生懸命に取り組んでもいる（つもりである）。ただ、その一方で、弁護士はあくまで代理人であって当事者でないということを痛感させられることもある。例えば、どんなに依頼者に寄り添っても依頼者の負うリスクを肩代わりすることはできないし、依頼者の体験した事実を超えて勝手に物語を作ることすら許されない。そのため、弁護士になってから、逆に、無から有を生み出すことを生業とする職業の方々に対する尊敬の念が増した。そして、芸術家はその最たるものである（起業家もそう）。

とはいえ、私は弁護士である。たまには本書を読み返したり美術館を訪れてエネルギーを貰いながら、今後も依頼者の方々を精一杯支え続けていく所存である。



ラーメン食べ歩き 2016

会員 西村 健 (62期)

はじめに

ラーメン食べ歩き。これは学生時代からの私の趣味であり、私は、過去に食したラーメンの備忘録としてラーメンブログを定期的にかけている——2014年8月号のコーヒーブレイクの冒頭にそう記載させていただいた。私は30代半ばになり、今後の健康を考えるべき年齢であるが、現在もこの趣味は変わっていない。この度、ご縁があって2度目の執筆の機会をいただいた。この2年の間に、鶏や煮干の清湯系（澄んだスープ。他方、豚骨ラーメンなどのスープは白湯系）のお店が増えたと言われ、ラーメン業界も色々とう向があるようである。

僭越ながら、今回も、お店を2軒ほど紹介させていただきたい。

お気に入り その1

家系「まこと家」



「^{いえけい}家系ラーメン」という言葉を耳にしたことがある人は多いと思う。私の理解では、横浜の「吉村家」が発祥、豚骨鶏ガラをベースとした濃厚な

豚骨醤油味、ほうれん草と海苔がトッピング、太麺、というものである。スープは、やや赤褐色で動物系の香りをダイレクトに感じられるタイプと、乳白色クリーミー・マイルドなタイプに二分できると思う（吉村家は前者）。

なお、家系ラーメンには、①麺のかたさ（かため・やわらかめ）、②味の濃さ（濃いめ・薄め）、③スープの油量（多め・少なめ。油は鶏油の場合が多い）のアレンジが可能という醍醐味がある。食券提出時に好みを尋ねられるお店が多いので、事前に決めておくとよい。

私は、この家系ラーメンの中で、青物横丁の「まこと家」さんをおススメしたい。スープはコクが深く濃厚、やや赤褐色で動物系の香りがダイレクトに感じられ、パンチ力がある。

まこと家さんは、本格的な家系ラーメンでありながら、ほうれん草トッピングがない。この点は確かに寂しいところではあるが、それを差し引いても、大変お気に入りのラーメン屋さんである。例えば、東京空港警察署（羽田）で接見を終えた後などに立ち寄ってみてはいかがだろうか。

お気に入り その2

ネオクラシカル系「トイ・ボックス」



数年前までは鶏・豚骨+魚介の濃厚なラーメンが主流であったが、冒頭でも少し触れたとおり、近年は、清湯系の人気店が増えている。特

に清湯系の中でも、昔懐かしの中華そばを踏襲しつつも鶏や煮干しなどのインパクトを強めた新しいタイプのラーメンが人気で、「ネオクラシカル系」とも称されたりもする。

私は、このネオクラシカル系の中で、三ノ輪の「トイ・ボックス」をおススメしたい。ラーメンのミシュランガイドにも選ばれたお店である。

こちらの醤油ラーメンは、鶏（と鶏油）の香りが強めの清湯スープで、あっさりながらも奥深い味わい。つい飲み干してしまいそうになる。なお、偶然期間限定で鴨ラーメンを食したこともあるがこちらも、鴨の香りが際立っており大変美味しかった（写真）。

例えば、東京拘置所で接見を終えた帰りなどに立ち寄ってみてはいかがだろうか。

最後に

今回ご紹介したお店も、あくまで「私の好み」という範疇にとどまることをご理解いただきたい。美味しいラーメン屋を挙げるときりがないところであるが、次の機会があるならば、ぜひ執筆させていただきたい。

追悼

故 結城康郎 会員 (25 期)

2016 年 5 月 30 日 逝去・67 歳

1994 年度 東弁副会長

1996 年 4 月～1999 年 3 月 司法研修所弁護教官(刑事)

2003 年度 日弁連常務理事

2006 年度 東弁常議員会議長

2009 年度 東弁骨髓等提供同意立会特別委員会委員長



結城康郎弁護士の早逝を悼む

会員 小野瀬 有 (24 期)

結城康郎弁護士が、本年5月30日月曜日に急逝したとの知らせを受けた。その前週の木曜日には、東京地裁で出会って、4月から事務所に入所したという大越弁護士を紹介され、元気に言葉を交わしたばかりであった。また、週初には、結城弁護士が出勤しないので、何か知らないかと事務所から問い合わせがあったのについて、時々ふらっと釣りに出かけることもあるので心配はないのではないかと答えた矢先であったので、突然の訃報には驚くばかりであった。病名は、動脈解離とのことである。人一倍健康に自信のあった同弁護士は、健康診断を受けていなかったようであるが、動脈解離は、通常健康診断では発見が困難な突発性のものであるので、本人自身が発症を予測しえなかったであろうことが悔やまれる。

思いおこせば、同弁護士との交友は、同氏が司法試験の受験のために19才で研究室に入室した時以来であるから50年に近いものがある。その時からこれまで、氏は、一貫して進取の気性に富んだ道を歩んできた。

研修所を終了して弁護士登録すると同時に大学院に進み、平野龍一主任教授のもとで薫陶を受け、これはその後の弁護士活動の大きな礎となった。そして、弁護士業務にいそむだけでなく、弁護士会の会務などにおいて、多大な活躍、貢献をした。弁護士登録以来、各種委員会の委員、役員をつとめあげ、東弁副会長、日弁連常務理事、東弁常議員会議長を歴任したほか、司法研修所教官、司法試験考査委員もつとめた。なかでも特記すべきことは、長期間にわたり骨髓等提供同意立会特別委員会、略称骨髓委員会に所属し、この間委員長をつとめ、広く骨髓の提供を求めている患者のために、委員会一丸となって取り組んできたことである。また、この関係で、公益財団法人日本骨髓バンクの監事を現任し、東弁の

委員会との連携に貢献してきた。

このような内外にわたる多忙な活動からは思いもよらないことかも知れないが、結城弁護士は、忙中に閑ともいえる多彩な趣味を有していた。1つは釣りであり、以前はカナダまで行ってサーモンを釣り、最近では、日帰りで北海道まで行き、レンタカーを借りては奥地まで入り川釣りに興じていた。

2つは、歌舞伎であり、幼少の頃から祖母に連れられて観劇していたとのことであり、一家言があった。義経千本桜のすし屋の段に出てくる奈良吉野の市町の「つるべ鮎」というのが今でもあるというので、訪ねてみたという。古典芸能という点では落語にも興味があり、誘われて黒野徳弥弁護士とともに3回ほど同行したことがある。

3つめは、歴史であり、とくに近現代史の造詣が深かった。一昨年であったと記憶するが、ハワイに行き、真珠湾攻撃の地パールハーバーを訪ね、保存されているミズリー艦を見てきたとのことである。後に聞いたところでは、高校時代は歴史研究会に所属していたとのことであり、宜なるかなとの思いがする。他にゴルフもよくし、なかなかの腕前だったそうだが、いっしょする機会がなかったのは残念である。ゴルフに限らず、運動神経は優れており、かつてどちらが言い出したかは忘れたが、短距離走を競ったことはなつかしい思い出である。

佳人薄命という言葉があるが、才子もまた薄命なのであろうか。結城弁護士が得意とした短距離走と同様に、業務、会務そして広い趣味といずれの分野でも一気に駆けぬけて来た思いがする。これから、ますます円熟し、いっそうの活躍が期待できるときに有能な士を失ったことは惜しんでも余りがある。結城弁護士の人柄と功績が広く長く記憶されることが、何よりの手向けと思われる。

法律学

『神奈川大学法学部50周年記念論文集』神奈川大学法学部／神奈川大学
『現代法律実務の諸問題 平成27年度研修版』日本弁護士連合会／第一法規

外国法

『アメリカ民事手続法 第3版』浅香吉幹／弘文堂
『フランス労働契約理論の研究』三井正信／成文堂

憲法

『現代憲法学の位相 国家論・デモクラシー・立憲主義』林知更／岩波書店
『ヘイトスピーチはどこまで規制できるか』在日コリアン弁護士協会／影書房
『国際人権法 第2版』申恵丰／信山社
『尊厳と身分』蟻川恒正／岩波書店
『日本国憲法と共に生きる』杉原泰雄／勁草書房
『憲法上の権利』の作法 第3版』小山剛／尚学社
『論点解説情報公開・個人情報保護審査会答申例』森田明／日本評論社

行政法

『行政法の解釈 3』阿部泰隆／信山社
『論点体系判例行政法 3 住民監査請求・住民訴訟 国家賠償・損失補償』小早川光郎／第一法規
『道路管理の手引 第4次改訂』道路法令研究会／ぎょうせい

警察・消防法

『Q&A 従業員・役員からの暴力団排除』関秀忠／商事法務
『風営適正化ハンドブック 第4版』風俗問題研究会／立花書房
『火災種別ごとにみる火災調査書類作成例』調査実務研究会／東京法令出版

税法

『租税訴訟における要件事実論の展開』伊藤滋夫／青林書院
『会則・規則類集』東京税理士会
『税目別解説判例から学ぶ税理士損害賠償責任相続税編』内田久美子／大蔵財務協会
『日本とヨーロッパ・中東・アフリカ諸国との租税条約』矢内一好／財経詳報社
『国際税務総覧 2016-2017』高山政信／財経詳報社
『税務デューデリジェンスの実務 第3版』テロイトーマツ税理士法人／中央経済社
『所得税法 10訂版』池本征男／税務経理協会
『法人税法 平成28年度版』渡辺淑夫／中央経済社
『路線価による土地評価の実務 平成28年8月改訂』小野山匠海／清文社
『図解財産評価 平成28年版』鈴木喜雄／大蔵財務協会
『相続税務・法務相談シート集 平成28年度版』辻・本郷税理士法人／銀行研修社
『宅地評価の減額手法 5訂版』資産税研究会／実務出版

『要説固定資産税 平成28年度版』固定資産税務研究会／ぎょうせい

民法

『我妻・有泉コンメンタール民法 第4版 総則・物権・債権』我妻栄／日本評論社
『基本講義 債権各論 2 不法行為法 第2版増補版』潮見佳男／新世社
『高齢者の離婚と財産問題』新・アジア家族法三国会議／日本加除出版
『相続登記申請MEMO 補訂版』青山修／新日本法規出版
『早期解決を実現する建物明渡請求の事件処理 50』滝口大志／税務経理協会
『民事信託実務ハンドブック』遠藤英嗣／日本法令
『認可地縁団体・記名共有地をめぐる実務Q&A』後藤浩平／日本加除出版
『損害賠償における休業損害と逸失利益算定の手引き 2016年版』斎藤博明／保険毎日新聞社
『事例に学ぶ交通事故事件入門』交通事故事件研究会／民事法研究会
『交通関係訴訟の実務』森富義明／商事法務
『交通事故の示談金を受け取るまで』篠田恵里香／中央経済社
『交通事故と保険の基礎知識』白石悟史／自由国民社

商事法

『企業法学の論理と体系』丸山秀平／中央経済社
『会社法務部 第11次実態調査の分析報告』経営法友会／商事法務
『社告好事例集 謝罪・お詫び広告の手引書』中島茂／商事法務
『株主還元の実態調査』樋口達／商事法務
『役員報酬をめぐる法務・会計・税務 第3版』田辺総合法律事務所／清文社

刑法

『大コンメンタール刑法 第3版 第2巻 第35条～第37条』大塚仁／青林書院
『大逆罪・内乱罪の研究』新井勉／批評社
『検死』ハンドブック 改訂3版』高津光洋／南山堂
『不正薬物・銃砲の密輸入の動向 平成27年版』財務省関税局調査課総括係

司法制度・司法行政

『検察統計年報 平成27年』法務省大臣官房司法法制部司法法制課
『法科大学院 実務教育と債権法改正・情報法制の研究』三宅弘／花伝社
『司法試験の問題と解説 2016』日本評論社
『司法事務協議会協議結果要旨 平成27年度』大阪弁護士会
『法テラス白書 平成27年度版』日本司法支援センター／日本司法支援センター
『裁判所データブック 2016』最高裁判所／最高裁判所
『最高裁の少数意見』大林啓吾／成文堂
『裁判と法律学『最高裁回想録』補遺』藤田宙靖／有斐閣
『冤骨 ある刑事裁判官の足跡』石松竹雄／刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進

センター

『弁護士職務便覧 平成28年度版』東京弁護士会／日本加除出版
『弁護士研修講座 平成28年度後期』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会

訴訟手続法

『民事裁判の要領 裁判官の視点から』門口正人／青林書院
『立証の実務 改訂版 証拠収集とその活用の手引』群馬弁護士会／ぎょうせい
『倒産法の実践』伊藤真／有斐閣
『遺産分割と寄与分事件の実務』遺産分割・寄与分事件実務研究会／新日本法規出版
『実務に活かすQ&A 平成28年改正刑事訴訟法等のポイント』小坂井久／新日本法規出版
『責任能力弁護の手引き』日本弁護士連合会刑事弁護センター／現代人文社
『接見交通権マニュアル 第17版』日本弁護士連合会接見交通権確立実行委員会／日本弁護士連合会・接見交通権確立実行委員会
『訴訟能力を争う刑事弁護』訴訟能力研究会／現代人文社
『解説裁判官法 第3版』池田修／弘文堂

経済産業法

『情報社会の法律 改訂版』北原宗律／創成社
『市民のための消費者契約法 第5版』村千鶴子／中央経済社
『消費者行政法 安全・取引・表示・個人情報保護分野における執行の実務』大島義則／勁草書房
『電子商取引及び情報取引等に関する準則と解説 平成28年版』松本恒雄／商事法務
『市場支配力濫用規制法理の展開』田中裕明／日本評論社
『詳説景品表示法の課徴金制度』原山康彦／商事法務
『建設業許可・経審・入札参加資格申請ハンドブック』塩田英治／日本法令
『建設・不動産会社の法務』富田裕／中央経済社
『金融商品取引法コンメンタール 1』神田秀樹／商事法務
『証券取引被害判例セレクト 51』全国証券問題研究会／全国証券問題研究会
『事例で学ぶ金融商品取引被害の救済実務』三木俊博／民事法研究会
『詳説犯罪収益移転防止法・外為法』中崎隆／中央経済社
『金融機関における個人情報保護の実務』加藤伸樹／経済法令研究会
『年次報告書 平成27年度』日本貸金業協会
『詳解保険業法』吉田和央／金融財政事情研究会
『公認会計士倫理読本 平成28年増補版 国際的な信頼を得るための鍵』八田進二／財経詳報社

知的財産法

『知的財産紛争の最前線 裁判所との意見交換・最新論説』民事法研究会／民事法研究会
『最新不正競争関係判例と実務 第3版』大阪弁護士会／民事法研究会
『Q&A 営業秘密をめぐる実務論点』TMI総合法律事務所／中央経済社

『営業秘密保護の手引き』 経済産業省知的財産政策室／商事法務
『実務解説特許関係訴訟 第3版』 高部眞規子／金融財政事情研究会

農 事 法
『農地法講義 改訂版』 宮崎直己／大成出版社

労 働 法
『労働紛争解決実務講義 第4版 上』 河本毅／日本法令
『労働紛争解決実務講義 第4版 中』 河本毅／日本法令
『労働紛争解決実務講義 第4版 下』 河本毅／日本法令
『ケーススタディ労働事件の実務』 広島弁護士会／ぎょうせい
『ブラック企業VS問題社員 ブラック企業と決別する判例活用術』 堀下和紀／労働新聞社
『労働基準法の実務相談 平成28年度』 全国社会保険労務士会連合会／中央経済社
『新・労働契約Q&A 会社であなたをまもる10章』 東京南部法律事務所／日本評論社
『解説労働者派遣法』 木村大樹／産労総合研究所出版部経営書院
『知って得する助成金活用ガイド 平成28年度版 厚生労働省(労働)分野』 社労士助成金実務研究会／日本法令
『労働保険の実務相談 平成28年度』 全国社会保険労務士会連合会／中央経済社

社会福祉法
『医療福祉総合ガイドブック 2016年度版』 日本医療ソーシャルワーク研究会／医学書院

医 事 法
『実用再生医療新法』 岡田潔／医歯薬出版

環 境 法
『建設現場従事者のための残土・汚染土取扱ルール 改訂版』 産業廃棄物処理事業振興財団／大成出版社
『環境法BASIC 第2版』 大塚直／有斐閣

社会保険法
『社会保険の実務相談 平成28年度』 全国社会保険労務士会連合会／中央経済社

教 育 法
『学校教育実務総覧』 入沢充／エイトル研究所
『保育判例ハンドブック』 田村和之／信山社

国 際 法
『国際商事仲裁の法と実務』 谷口安平／丸善雄松堂

医 学 書
『薬剤過敏症』 宇野勝次／南山堂
『ルービン カラー基本病理学』 Rubin, Emanuel／西村書店
『遺伝カウンセリングマニュアル 改訂第3版』 櫻井晃洋／南山堂
『よくわかる! 超音波検査に必要な「基礎」』 田中直彦／文光堂

『症候別「見逃してはならない疾患」の除外ポイント』 徳田安春／医学書院
『体表臓器超音波診断ガイドブック』 尾本きよか／南江堂
『圧倒的画像数で診る! 胸部疾患画像アトラス』 榎橋民生／羊土社
『頭頸部の臨床画像診断学 改訂第3版』 尾尻博也／南江堂
『アナフィラキシーショック:最善の予防・診断・治療』 光畑裕正／克誠堂出版
『患者さんも知りたいアレルギーの知識』 宮本昭正／医薬ジャーナル社
『膠原病・リウマチ・アレルギー研修ノート』 上阪等／診断と治療社
『血液科研修ノート』 神田善伸／診断と治療社
『循環器研修ノート 改訂第2版』 伊藤浩／診断と治療社
『これだけは知っておきたい心臓・血管疾患の画像診断』 宇都宮大輔／学研メディカル秀潤社
『ここが知りたい急性心不全の救急・集中治療管理』 佐藤幸人／中外医学社
『難治性不整脈診療エキスパートのアプローチ』 臨床難治性不整脈研究会／中外医学社
『呼吸器感染症 病態から考える画像診断』 酒井文和／克誠堂出版
『COPDの教科書 呼吸器専門医が教える診療の鉄則』 倉原優／医学書院
『消化器研修ノート 改訂第2版』 中島淳／診断と治療社
『食道運動障害診療指針』 日本消化管学会／南江堂
『肝胆膵のCT・MRI』 本田浩／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『慢性肝炎・肝硬変の診療ガイド 2016』 日本肝臓学会／文光堂
『骨粗鬆症 update』 島田洋一／全日本病院出版会
『精神科研修ノート 改訂第2版』 笠井清登／診断と治療社
『精神科治療薬の考え方と使い方 第3版』 Stahl, Stephen M.／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『脳出血・くも膜下出血診療読本』 豊田一則／中外医学社
『脳卒中症候群』 Caplan, Louis R.／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『脳梗塞診療読本 第2版』 豊田一則／中外医学社
『高次脳機能障害に対する理学療法』 阿部浩明／文光堂
『自律神経失調症を知ろう』 渡辺正樹／南山堂
『災害時のメンタルヘルス』 大塚耕太郎／医学書院
『感染症ガイドラインのすべて』 舘田一博／医薬ジャーナル社
『高齢者感染症』 光山正雄／医薬ジャーナル社
『小児の症候群』 診断と治療社
『小児科外来の鑑別診断術』 宮田章子／中山書店
『小児科当直医マニュアル 改訂第14版』 神奈川県立こども医療センター／診断と治療社
『小児と感染症』 金原出版
『新生児蘇生法インストラクターマニュアル 第4版』 メジカルビュー社
『新生児蘇生法NCPDR もっと早く! 人工呼吸を

確実に成功させるためにできること』 水本洋／南山堂
『形成外科の基本手技』 平林慎一／克誠堂出版
『創傷治癒コンセンサスドキュメント 手術手技から周術期管理まで』 日本創傷治癒学会／全日本病院出版会
『外部放射線治療におけるQuality Assurance(QA)システムガイドライン 2016年版』 日本放射線腫瘍学会／金原出版
『呼吸器外科テキスト 外科専門医・呼吸器外科専門医をめざす人のために』 日本呼吸器外科学会／南江堂
『脊椎固定術これか基本テクニック』 西良浩一／メジカルビュー社
『脊椎・脊髄損傷』 へるす出版
『整形外科研修ノート 改訂第2版』 齋藤知行／診断と治療社
『最新リハビリテーション医学 第3版』 安保雅博／医歯薬出版
『皮膚科の薬剤と医療機器』 大塚藤男／金原出版
『ジェネラリストのためのこれだけは押さえておきたい皮膚疾患』 安部正敏／医学書院
『薬疹の診断と治療アップデート』 塩原哲夫／医薬ジャーナル社
『皮膚科研修ノート』 佐藤伸一／診断と治療社
『腎外傷診療ガイドライン 2016年版』 日本泌尿器科学会／金原出版
『婦人科がん治療ガイドラインエッセシャル 2016年版』 日本婦人科腫瘍学会／金原出版
『患者さんとご家族のための子宮頸がん・子宮体がん・卵巣がん治療ガイドライン 第2版』 日本婦人科腫瘍学会／金原出版
『国立がん研究センターの乳癌手術』 木下貴之／南山堂
『胎児心拍数モニタリングを極める 見逃してはいけないCTG波形』 医学書院
『知っておきたい神経眼科診療』 三村治／医学書院
『角結膜疾患の治療戦略』 島崎潤／医学書院
『耳鼻咽喉科イノベーション』 小林俊光／中山書店
『全科実例による社会保険歯科診療 2016』 歯科保険研究会／医歯薬出版
『顎・口腔のCT・MRI』 酒井修／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『ここが知りたい院内感染対策Q&A』 前崎繁文／中山書店
『加齢黄斑変性 第2版』 吉村長久／医学書院
『データで読み解く発達障害』 平岩幹男／中山書店
『気道管理に強くなる』 上嶋浩順／羊土社
『内分泌代謝専門医ガイドブック 改訂第4版』 成瀬光栄／診断と治療社
『CCUレジデントマニュアル 第2版』 高尾信広／医学書院
『眼の発生と解剖・機能』 大鹿哲郎／中山書店
『視野検査とその評価』 大鹿哲郎／中山書店
『集中講義病理学 改訂2版』 清水道生／メジカルビュー社
『薬剤過敏症』 宇野勝次／南山堂

その他
『学術論文の作法 第2版(付)リサーチペーパー・小論文・答案の書き方』 近江幸治／成文堂